

山 武 市
次世代育成支援対策地域行動計画
後期計画【平成 22～26 年度】

平成 22 年 3 月

山 武 市

目次

総論

1. 計画の策定にあたって	1
（1）計画策定の趣旨	1
（2）計画の性格	3
（3）計画の期間	3
（4）計画の策定及び推進	4
2. 子育ての現況と課題	5
（1）子どもを取巻く社会環境の変化	5
（2）子育て家庭と子どもの状況	9
（3）前期計画期間の取組みと後期計画の課題	12
3. 次世代育成支援の基本方向	13
（1）基本理念	13
（2）基本的な視点	14
（3）基本目標	16
（4）山武市次世代育成支援行動計画の体系	18
4. 後期計画の主な見込み・目標	19
（1）計画期間の推進人口	19
（2）保育サービス等の主要指標	20
（3）計画の推進体制	22

各論

1. 地域における子育て支援の充実	23
2. 親子の健康の確保・増進	32
3. 次代を担う子どもの教育の推進	39
4. 子育てを支援する生活環境づくり	46
5. 子どもの安全の確保	49
6. 仕事と家庭生活等の調和の推進	52
7. 支援が必要な親子への対応	54

関係資料

総論

1. 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

我が国に誕生する子ども数は、昭和 48 年の第 2 次ベビーブームをピークに減少を続けており、「少子化・高齢化」はわが国の緊急で重大な社会的問題として近年広く認識されるようになりました。少子化は単に子どもが少ないということではなく、子ども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性が育ちにくなるといふ問題をはじめ、社会の活力の低下など様々な影響が懸念されています。

これまで、国においては少子化対策として、平成 11 年に「少子化対策推進基本方針」、「新エンゼルプラン（重点的に実施すべき対策の具体的実施計画）」、平成 13 年には「仕事と子育ての両立支援策の方針について」に基づいた「待機児童ゼロ作戦」等により、子育てと仕事の両立支援を中心とした子どもの生み育てやすい環境整備に力点を置いた取り組みを行ってきました。

しかし、少子化の流れは止まらず、さらに今日の少子化の特徴は、これまで主要な要因としてあげられていた「晩婚化」や「未婚化」に加え、結婚した夫婦が生む子どもの数そのものが減少する「夫婦の出生力の低下」という新たな要因が指摘され、少子化が加速することが危惧されています。

こうした少子化の流れを変えるため、国では平成 14 年に「少子化対策プラスワン」を示し、保育に関する施策など「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従来の取組みに加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という 4 つの柱に沿った総合的な取組みを推進することとなりました。そして、平成 15 年 3 月には「次世代育成支援に関する当面の取組方針」が示され、同年 7 月には「次世代育成支援対策推進法」、「児童福祉法の一部を改正する法律」「少子化社会対策基本法」が施行されました。

平成 18 年 3 月に蓮沼村、松尾町、山武町、成東町の 3 町 1 村が合併し、「山武市」が誕生しました。平成 16 年度に旧町村単位で策定された「次世代育成支援行動計画」を、平成 18 年度に「山武市」の計画として再編し、取組んできたところです。前期計画期間における国の動向、山武市総合計画の策定をふまえ、これまでの次世代育成支援の取組みを点検して、平成 22 年度からの後期計画を策定します。

〔前期計画期間の次世代育成施策の動向〕

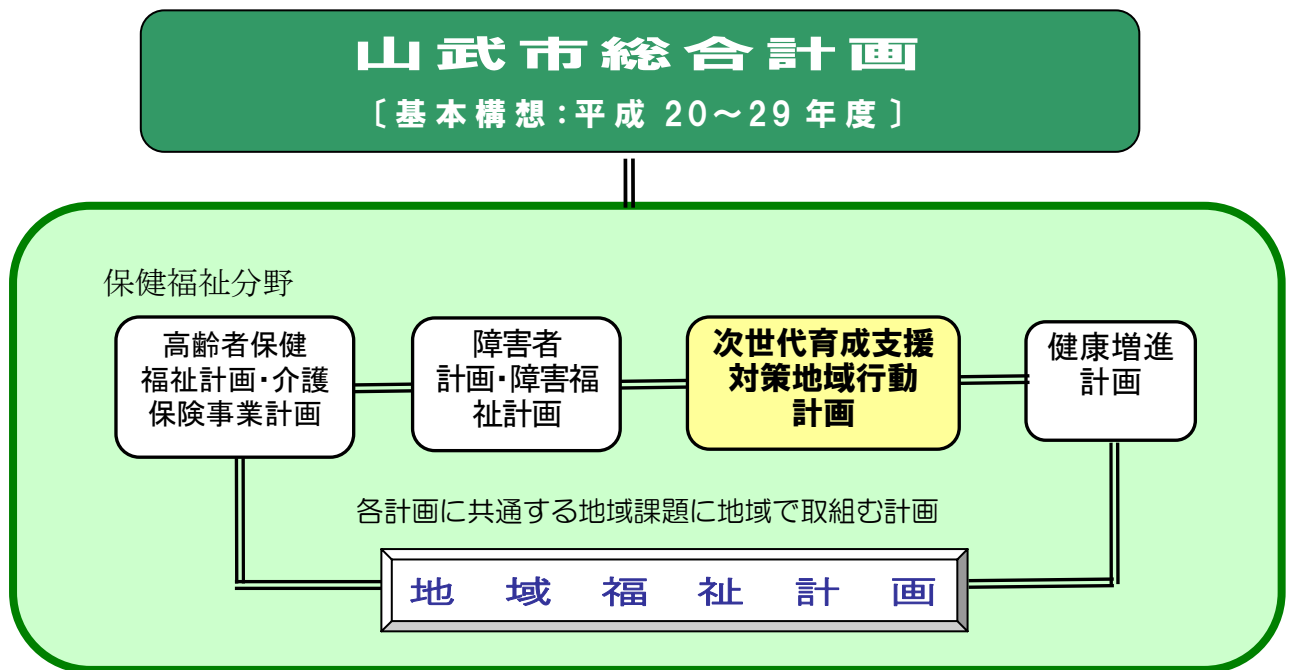
	国の政策動向	摘 要
平成 17 年	子ども・子育て応援プラン (17～21 年度)	少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画。「全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる」など「めざす姿」を描き、「中学校区に1か所以上の子育て拠点施設」などそれに対応した数値目標を掲げる。
平成 18 年	「新しい少子化対策について」	少子化社会対策会議決定。これに基づき、19 年度から、①3 歳未満児の児童手当引き上げ、②こんにちは赤ちゃん事業の実施、③育児休業給付率の引き上げ、④放課後子ども教室、放課後児童クラブの予算拡充(放課後子どもプラン)、⑤事業所内託児施設設置への税制優遇措置などを実施。
平成 19 年	認定こども園制度の開始	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」施行。
	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	少子化社会対策会議決定。就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するために、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」(「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み)を「車の両輪」として取り組む。
	仕事と生活の調和憲章・行動指針	ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定。「10 年間で週労働時間 60 時間以上の雇用者を半減」など 14 項目の数値目標を設定。
平成 20 年	新待機児童ゼロ作戦	「仕事と生活の調和行動指針」の数値目標のうち、10 年後に①3歳未満児への保育サービスの提供割合を 38%に(現行 20%)、②小学1年～3年生の放課後児童クラブの提供割合を 60%に(現行 19%)という2つの目標をめざし施策展開。
	5つの安心プラン	社会保障の機能強化のための緊急対策。閣議決定。5つの柱のうち1つを次世代育成支援とし、家庭的保育(保育ママ)の制度化のための児童福祉法等改正など、緊急対策を盛り込む。
	社会保障国民会議最終報告	社会保障国民会議は、閣議決定により開催された有識者会議。少子化対策は未来への投資とし、国民の希望する結婚、出産・子育てを実現した場合の社会的追加コストは 1.5～2.4 兆円と推計。
	持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」	社会保障国民会議最終報告をふまえ閣議決定。子育て支援の給付・サービスの強化を明記。使途を明確にして消費税増税で賄う。
平成 21 年	社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告	「保育の必要性を市町村が認定し、保育が必要と判断された利用者と保育所が公的保育契約を締結する『新たな保育の仕組み』」を提案。

(2) 計画の性格

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく法定計画です。

この計画は、山武市の18歳未満の子どもと子育て家庭を対象に、市が取り組む次世代育成支援施策の目標や方向を示すものであり、市の最上位計画である「山武市総合計画」をはじめ、山武市地域福祉計画等健康・福祉・教育分野の関係計画や、県及び国の関係計画との連携・整合性を図りながら策定しました。

〔計画の位置づけ〕



(3) 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は、平成17~26年度までの10年間にわたり、計画的かつ重点的に施策を展開することが定められています。後期計画は平成22年度を初年度とし、平成26年度を目標年度とする5年間の計画です。

〔計画期間〕

平成 17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
成東町 次世代計画									
山武町 次世代計画		前期計画期間							
松尾町 次世代計画									
蓮沼村 次世代計画				見直し	後期計画期間				

(4) 計画の策定及び推進

計画の策定にあたっては、市内の子どもと子育て家庭の状況及びニーズを十分把握して施策・事業を検討するため、アンケート調査を平成21年1月に行いました。

そして、市で実施している子どもに関わる施策・事業を全体的に点検し、広く住民の意見を次世代育成支援の取組みに反映できるように、山武市次世代育成支援地域協議会で協議しました。

計画の推進を図るため、今後は計画の進捗状況を山武市次世代育成支援地域協議会で、定期的に協議・点検し、関連する施策が総合的に推進できるように取組めます。また、取組み状況について定期的に住民に公表します。

【調査概要】

対 象	配布数（件）	回収数（件）	回収率（％）
①就学前児童保護者	1,350	989	73.3
②小学生児童保護者	1,600	1,582	98.9
③中高生本人	1,100	510	46.4

2. 子育ての現況と課題

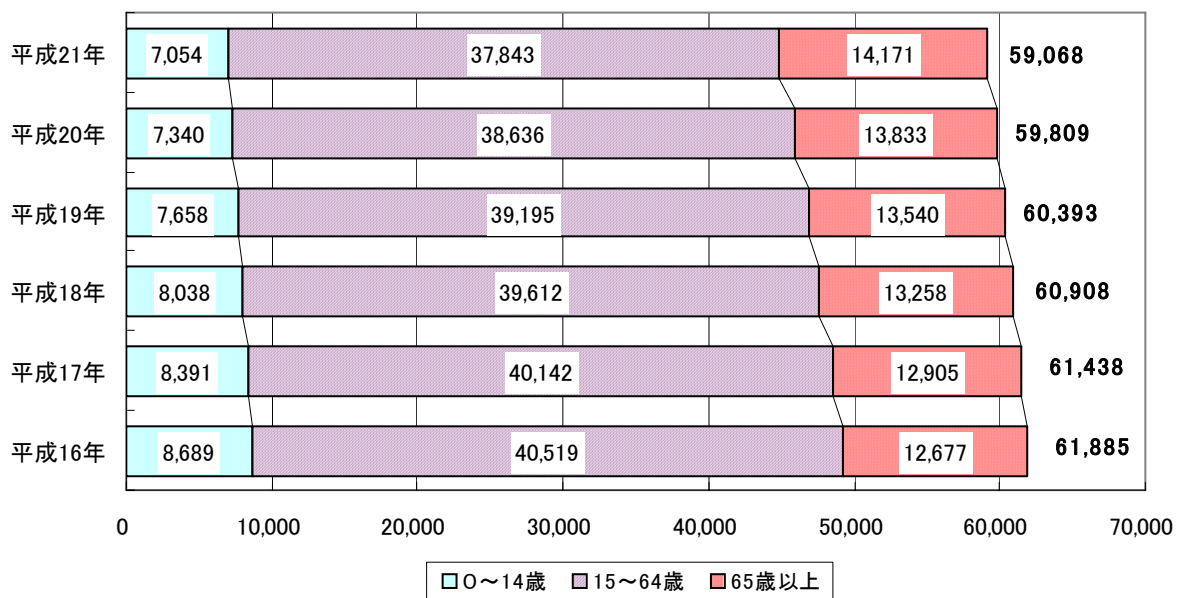
(1) 子どもを取巻く社会環境の変化

① 人口・人口構成の状況

近年の本市の総人口は緩やかに減少しており、平成 16 年は 61,885 人でしたが、平成 21 年は 59,068 人となっています。人口構成は、0～14 歳の年少人口が減少して平成 19 年以降は 8,000 人を下回り、総人口に占める割合も低下しており、平成 21 年は 11.9%となっています。15～64 歳の生産年齢人口も平成 21 年は 38,000 人を下回り、総人口に占める割合は 64%台で推移しています。一方、65 歳以上人口は増加しており、高齢化率は平成 21 年で 24%となり、少子化・高齢化の進行がみられます。

〔人口の動き(各年 4 月 1 日現在)〕

(人)



(%)

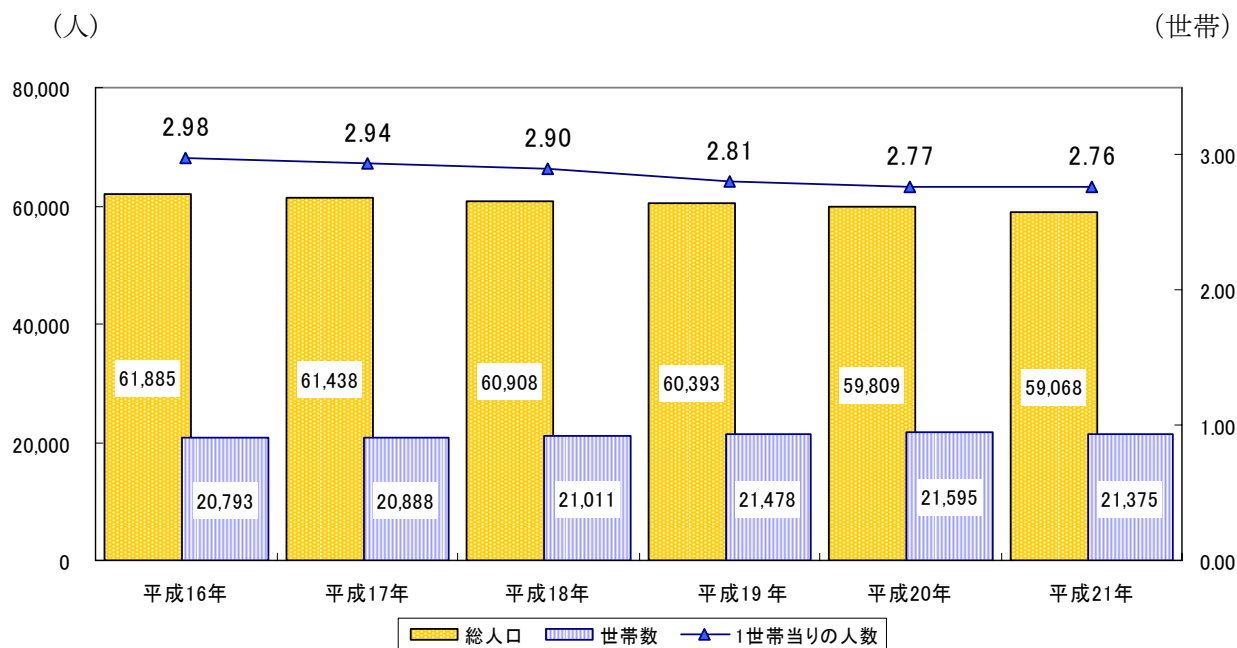
	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
0～14 歳	14.0	13.7	13.2	12.7	12.3	11.9
15～64 歳	65.5	65.3	65.0	64.9	64.6	64.1
65 歳以上	20.5	21.0	21.8	22.4	23.1	24.0

(住民基本台帳・外国人登録者を含む)

② 世帯数及び1世帯当りの人員の推移

世帯数は微増しており、平成18年には21,000世帯を超えています、平成21年は、21,375世帯となっています。このようなことから1世帯当りの人員は減少し、平成21年は2.76人と、核家族化が進んでいる状況がうかがえます。

〔世帯数の動向(各年4月1日現在)〕



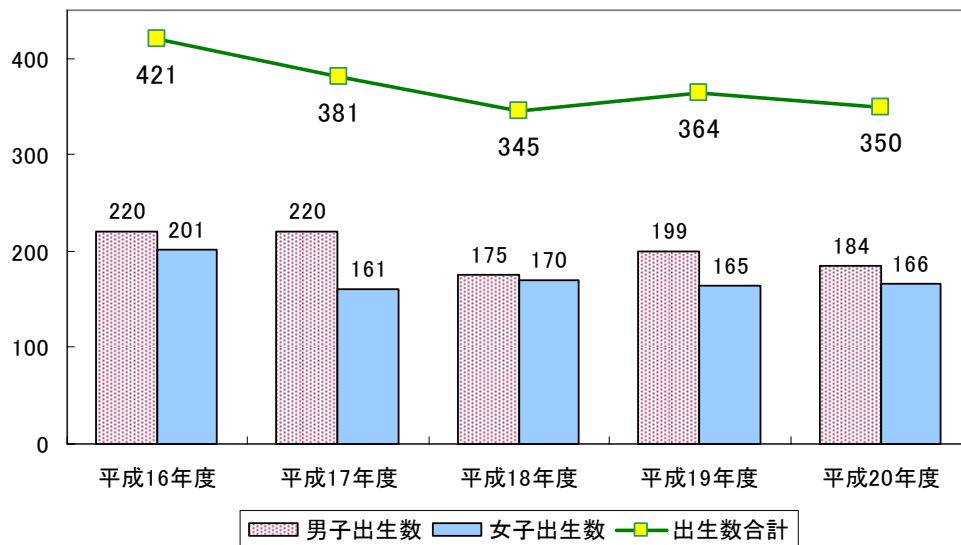
(住民基本台帳・外国人登録者を含む)

③ 出生数

出生数は平成16年度には421人でしたが、平成17年度以降は400人を下回っており、平成20年度は350人となっています。また、近年の出生児では男子の方がやや多い状況です。

〔出生数の動向〕

(人)



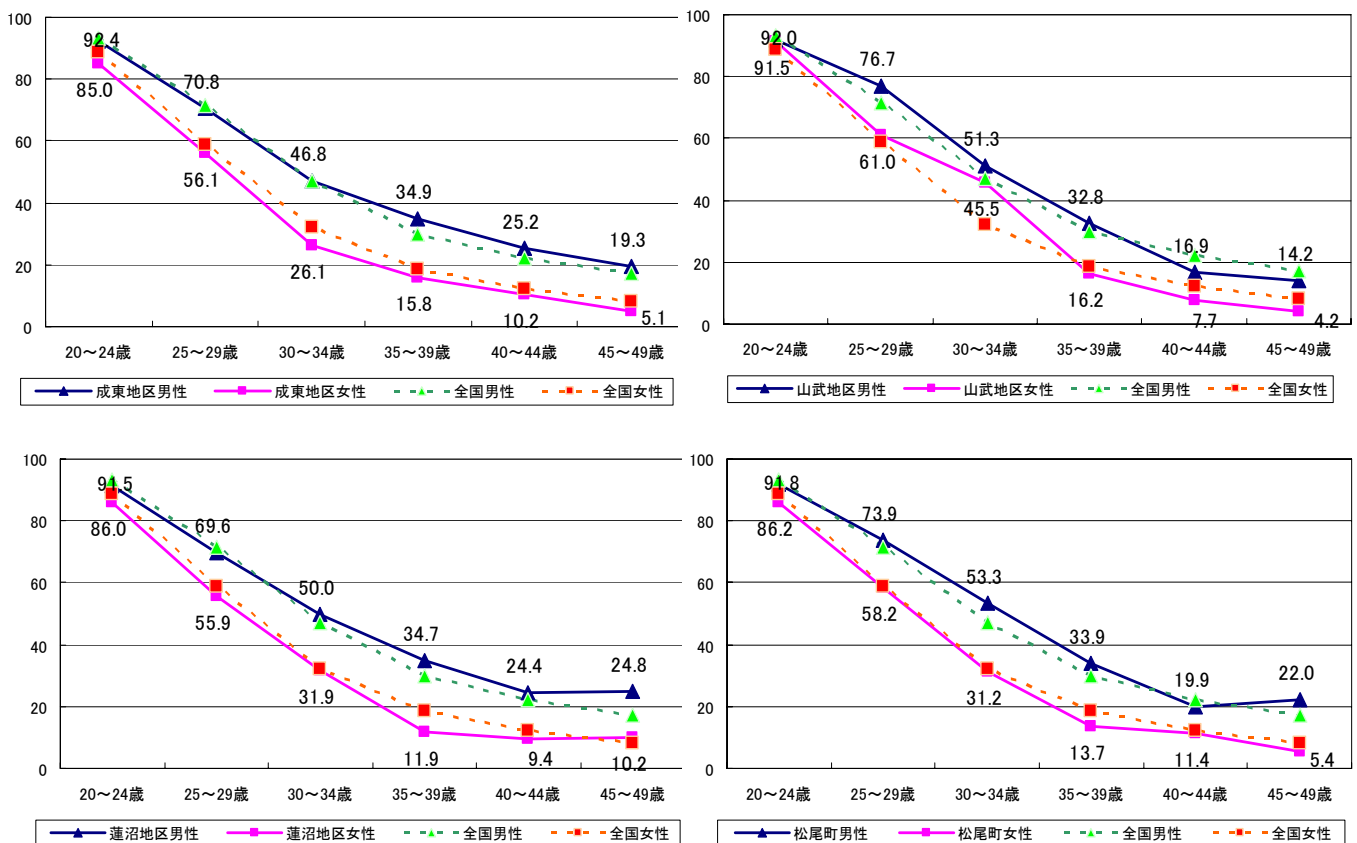
(担当課調べ)

④ 未婚率

年齢別の未婚率は概ね全国平均と同様の分布となっていますが、男性は全国平均より未婚率が高い年齢層も一部みられます。

〔年齢別未婚率(平成17年10月)〕

(%)



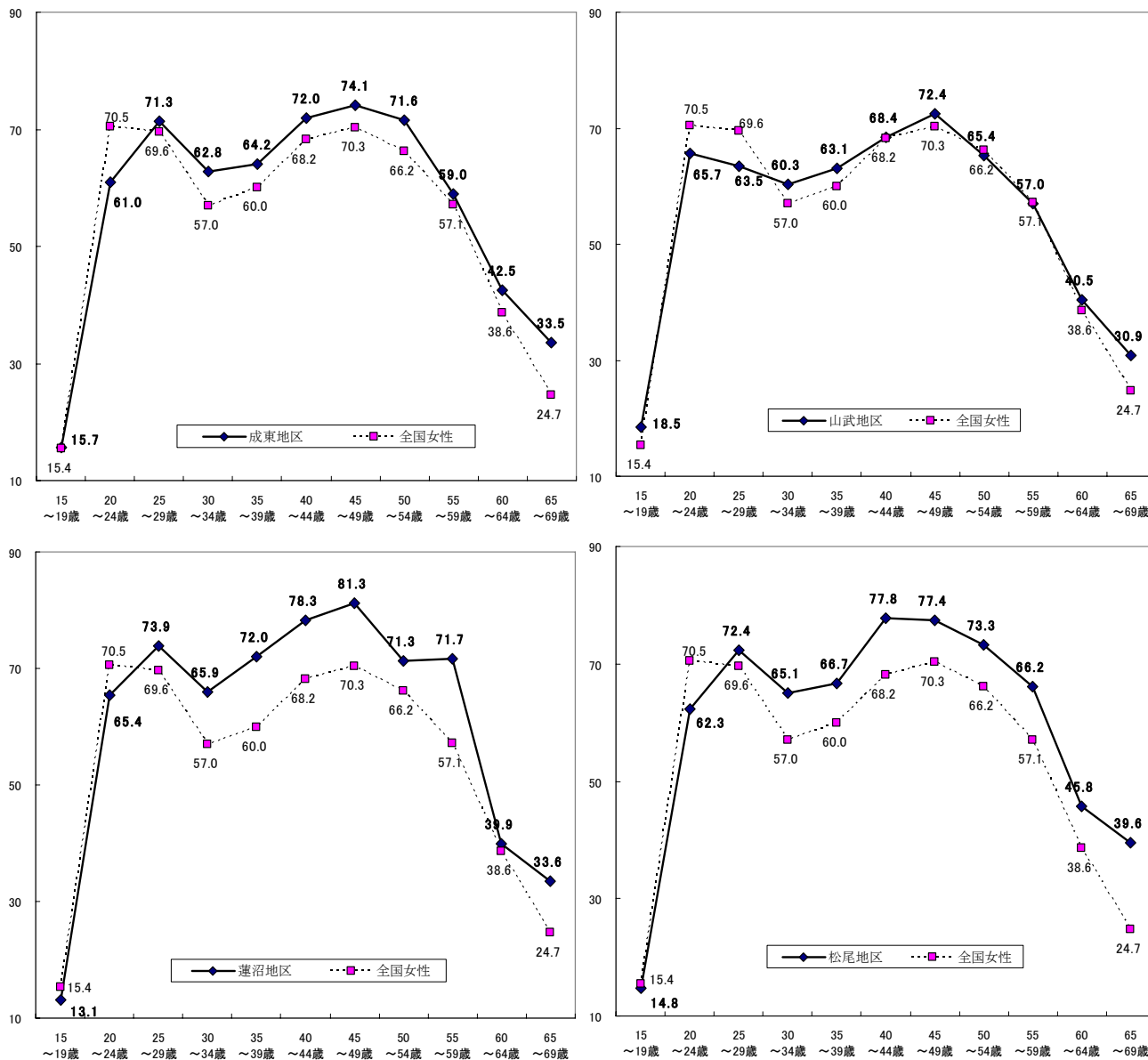
(国勢調査)

⑤ 女性の就業率

年齢別の女性の就業率は、全国平均の同様の傾向ではありますが、25～30歳代前半で、結婚・出産等で就業率が低下するM字型の傾向は全国平均よりも低く、M字就労率の谷は概ね緩やかで、女性の就業率は全国平均よりも高い状況です。

〔年齢別女性の就業率(平成17年10月)〕

(%)



(国勢調査)

(2) 子育て家庭と子どもの状況

① 就学前児童の保育状況

就学前児童の平日の保育状況は、3歳になると保育所の利用率が高まり、5歳は幼稚園の利用が増えています。

〔通常保育の状況〕

(上段:件、下段:%)

		通常利用している保育サービス[%・複数回答]							
		全 体	保育所 (園)に通っ ている	認定こども 園に通って いる	幼稚園に 通っている	事業所内 保育施設を 利用してい る	その他の保 育サービス を利用して いる	保育サービ スは利用し ていない	無回答
年齢別	全 体	989	335	94	192	15	45	290	24
		100.0	33.9	9.5	19.4	1.5	4.6	29.3	2.4
	0 歳	26	1	—	—	—	—	23	2
		100.0	3.8	—	—	—	—	88.5	7.7
	1 歳	114	10	4	—	3	10	83	4
		100.0	8.8	3.5	—	2.6	8.8	72.8	3.5
	2 歳	129	25	8	—	3	12	77	5
		100.0	19.4	6.2	—	2.3	9.3	59.7	3.9
	3 歳	129	44	12	1	2	12	53	7
		100.0	34.1	9.3	0.8	1.6	9.3	41.1	5.4
	4 歳	187	79	24	18	6	7	50	4
		100.0	42.2	12.8	9.6	3.2	3.7	26.7	2.1
	5 歳	402	175	46	173	1	4	3	2
		100.0	43.5	11.4	43.0	0.2	1.0	0.7	0.5
	無 回 答	2	1	—	—	—	—	1	—
		100.0	50.0	—	—	—	—	50.0	—

(平成 20 年度 アンケート調査)

② 子育てに関する悩み

就学前児童の保護者の日常的に悩んでいることは、特にないが 30%強でしたが、悩みとしては収入面がやや多く回答されています。

〔子育ての悩み(就学前児童保護者)〕

複数回答上位3位	
不安定な収入	22.6%
育児の協力が得にくい	12.0%
親族との付き合い方	10.6%

(平成 20 年度 アンケート調査)

③ 子どものいる世帯の家族構成

18歳未満の子どものいる世帯は、一般世帯の30%程度で、6歳未満の子どものいる割合は10%強です。子どものいる世帯では親と子の核家族が、成東地区と山武地区では60%強と多く、3世代世帯などのその他の親族世帯は蓮沼地区では60%程度、松尾地区は50%弱と多くなっています。

〔子どものいる世帯の構成(平成 17 年 10 月)〕

成東地区(世帯・人)	総数	親族	核家族	その他の親族	非親族	単独
一般世帯数	8,068	6,440	4,604	1,836	45	1,583
6歳未満親族のいる一般世帯数	805	805	502	303	0	0
	100.0% (10.0%)	100.0%	62.4%	37.6%	0.0%	0.0%
18歳未満親族のいる一般世帯数	2,351	2,348	1,440	908	0	3
	100.0% (29.1%)	99.9%	61.3%	38.6%	0.0%	0.1%
18歳未満親族のいる一般世帯のうち母子・父子世帯数	136	—	—	—	—	—
1世帯当たり親族人数	2.95	3.44	2.90	4.79	1.00	1.00

山武地区(世帯・人)	総数	親族	核家族	その他の親族	非親族	単独
一般世帯数	6,159	5,225	4,019	1,206	19	915
6歳未満親族のいる一般世帯数	599	599	375	224	0	0
	100.0% (9.7%)	100.0%	62.6%	37.4%	0.0%	0.0%
18歳未満親族のいる一般世帯数	2,082	2,079	1,438	641	1	2
	100.0% (33.8%)	99.9%	69.1%	30.8%	0.0%	0.1%
18歳未満親族のいる一般世帯のうち母子・父子世帯数	94	—	—	—	—	—
1世帯当たり親族人数	3.10	3.47	3.07	4.81	1.00	1.00

蓮沼地区(世帯・人)	総数	親族	核家族	その他の親族	非親族	単独
一般世帯数	1,318	1,100	616	484	5	213
6歳未満親族のいる一般世帯数	146	146	57	89	0	0
	100.0% (11.1%)	100.0%	39.0%	61.0%	0.0%	0.0%
18歳未満親族のいる一般世帯数	440	440	172	268	0	0
	100.0% (33.4%)	100.0%	39.1%	60.9%	0.0%	0.0%
18歳未満親族のいる一般世帯のうち母子・父子世帯数	13	—	—	—	—	—
1世帯当たり親族人数	3.41	3.89	2.99	5.05	1.00	1.00

松尾地区(世帯・人)	総数	親族	核家族	その他の親族	非親族	単独
一般世帯数	3,462	2,837	1,857	980	20	605
6歳未満親族のいる一般世帯数	350	350	189	161	0	0
	100.0% (10.1%)	100.0%	54.0%	46.0%	0.0%	0.0%
18歳未満親族のいる一般世帯数	1,002	1,002	537	465	0	0
	100.0% (28.9%)	100.0%	53.6%	46.4%	0.0%	0.0%
18歳未満親族のいる一般世帯のうち母子・父子世帯数	45	—	—	—	—	—
1世帯当たり親族人数	3.11	3.57	2.89	4.86	1.00	1.00

※ ()は、6歳・18歳未満親族のいる一般世帯総数に対する割合

(国勢調査)

④ 子育て家庭の就労状況

子どものいる世帯の保護者の就労状況は、就学前児童の世帯では共働き世帯よりも片働き世帯の方がやや多いものの、共働き世帯が 42%で、小学生の世帯では共働き率が上昇し、49%になっています。

また、保護者の就労状況を家族類型で区分し、現在の就業状況と1年以内に働きたいニーズを加味した潜在ニーズをみると、専業主婦（夫）の世帯で就労意向が高まっており、フルタイムやパートタイムでの就労希望が高まっています。小学生の世帯では、フルタイムでの就労意向が高いことがうかがえます。

〔保護者の就労状況〕

	共働き世帯	片働き世帯	その他の世帯（ひとり親世帯を含む）
就学前児童の世帯	41.5%	49.6%	7.9%
小学生の世帯	49.2%	39.2%	8.9%

（平成 20 年度 アンケート調査）

〔家族類型別現在の就業状況と今後の就労ニーズ〕

（人）

就学前児童の世帯	現在の就業状況		潜在的ニーズ	
			すぐにでも働きたい	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親	92	0.093	92	0.093
タイプB フルタイム×フルタイム	215	0.217	292	0.295
タイプC フルタイム×パートタイム	232	0.235	239	0.242
タイプD 専業主婦（夫）	313	0.316	234	0.237
タイプE パート×パート	5	0.005	3	0.003
タイプF 無業×無業	5	0.005	2	0.002
タイプG その他	127	0.128	127	0.128
全体	989	1.000	989	1.000

小学生の世帯	現在の就業状況		潜在的ニーズ	
			すぐにでも働きたい	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親	113	0.128	113	0.128
タイプB フルタイム×フルタイム	158	0.179	230	0.260
タイプC フルタイム×パートタイム	288	0.325	273	0.308
タイプD 専業主婦（夫）	171	0.193	117	0.132
タイプE パート×パート	4	0.005	4	0.005
タイプF 無業×無業	5	0.006	2	0.002
タイプG その他	146	0.165	146	0.165
全体	885	1.000	885	1.000

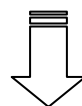
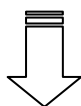
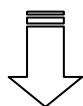
（平成 20 年度 アンケート調査）

(3) 前期計画期間の取組みと後期計画の課題

平成 21 年度までの前期計画期間における各分野の次世代育成に関する取組み状況について、それぞれの施策・事業の現状を把握し、後期計画における課題等を抽出します。

〔前期計画期間の主な取組み〕

- 認定こども園の設置（2 か所）
- 地域子育て支援センターの設置（こども園に併設）
- 放課後児童クラブの拡充
- 母子自立支援員・児童家庭相談員の設置など相談体制の拡充
- 子育てハンドブックの作成
- 子どもの登下校時の見守り活動の推進



〔後期計画期間の課題〕

- ◎低年齢児の保育ニーズは継続して高く、共働き世帯やひとり親世帯などの保育ニーズは高まっている。保育サービスの充実を図っていくことが必要。
- ◎地域子育て支援センターの設置や、相談員の配置などにより相談体制の充実を図っている。相談先としてさらに認知されるようにすることが重要であり、子育て家庭が安心できるように、周知を図ることが必要である。また、相談件数は増加しており、複数の課題を抱えるケースもみられることから、関係課・関係機関とのネットワークの強化を図っていくことが重要である。
- ◎放課後児童クラブや放課後子ども教室など子どもの居場所づくりを進めていく。運営や手法等について、保護者との連携や住民との協働などの方策を検討する。
- ◎子育てハンドブックの更新、ホームページの活用など情報提供の充実を図ることが求められている。
- ◎子育てをしている保護者等が子どもにゆとりをもって温かい気持ちで接することができるように、親の学びの支援、子育てを見守る地域づくりに取り組む。

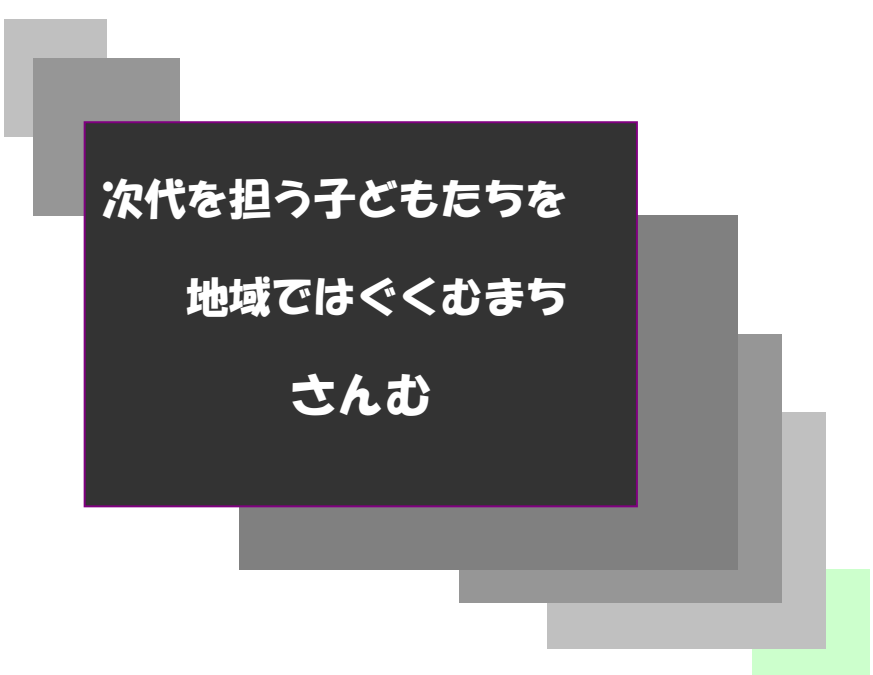
3. 次世代育成支援の基本方向

(1) 基本理念

本市においても、人口の減少や少子高齢化、核家族化の進行等により、子どもや子育て家庭を取巻く環境は様々な課題を抱えている状況です。市の総合計画や関連各計画の基本理念等をふまえつつ、山武市のこれからを担う子どもたちの成長を社会全体で支援していくため、より具体性・実効性のある計画をめざしていく必要があります。

「子育ての第一義的責任は保護者にある」という基本認識のもと、市全体が子育ての意義について再認識し、住民、家庭、地域、行政が一体となって子育てに伴う喜びと次代への希望が実感できるような環境づくりを進めるため、本計画の基本理念を「次代を担う子どもたちを地域ではぐくむまち さんむ」とし、地域ぐるみで次世代育成支援に取り組んでいきます。

《基本理念》



**次代を担う子どもたちを
地域ではぐくむまち
さんむ**

(2) 基本的な視点

市全体で次世代育成の支援をしていくため、以下の7つの視点から各種施策・取組みの展開を図ります。

視点1：親子のきずなという視点

子育ての第一義的責任はまず父母その他の保護者にあるという原点に立ち返るとともに、「親子のきずな」や「家族のつながり」を深めていくことこそが次世代育成支援の基本的な考え方として本計画の各施策を推進します。

視点2：子どもの視点

すべての子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することを目的とし、平成元年の国際連合総会で「児童の権利に関する条約」が採択されました。

これをふまえ、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。

視点3：次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるという認識のもと、「親子のきずな」や「家族のつながり」を深めていくことで、子ども自身が将来親という立場になったときに、それらの育てられた記憶こそが自立した家庭を持つことに役立つものと考えます。長期的な視野に立ち、家族の役割の大切さの啓発、子どもの健全育成に取り組めます。

視点4：子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援だけではなく、雇用環境・生活環境・教育環境において子育てを支援することに努めます。また、子どもと保護者の孤立化等の問題をふまえ、広く子どもと家庭への支援を進めるとともに、ひとり親家庭や支援が必要な家庭と子どもに対しても支援していきます。

視点5：サービス利用者の視点

核家族化の進行や産業構造の変化、価値観の多様化等により、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズは多様化しています。このため、様々なニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った総合的な取組みを行っていきます。

視点 6：サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するため、サービス供給量を適切に確保し、より良いサービスが提供できるよう、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組みを進めていきます。

視点 7：地域における社会資源の効果的な活用の視点

ボランティア団体、子ども会、自治会をはじめとする様々な地域活動団体や社会福祉協議会、民生委員児童委員に加え、自然環境や伝統文化等、様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用していきます。また、保育所、幼稚園、こども園、学校施設等をはじめとする各種の公共施設の活用を図ります。

(3) 基本目標

基本的な視点をふまえて、以下の分野別の基本目標を掲げます。

目標 1：地域における子育て支援の充実

共働きの子育て家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めた全ての子育て家庭が子どもを安心して生み育て、親子・家族のきずなを深めていけるように、子育て支援サービスや保育サービスの充実、地域の子育て支援ネットワークづくり、子どもの居場所づくり、相談・情報提供体制の整備など、子どもの成長と家族のきずなづくりを支援するサービスの充実をめざします。

目標 2：親子の健康の確保・増進

親子の健康が確保され、子どもが心身ともに健康で、健やかに生まれ育つように、保健・福祉・教育の各分野が連携しながら、母子保健事業を展開します。また、乳幼児から思春期の発達段階に応じた望ましい生活習慣が身につけられるように、食育や思春期保健対策を推進します。

目標 3：次代を担う子どもの教育の推進

子どもの健やかな成長を支援するため、学校、家庭、地域が連携・協力しながら、子どもの生きる力の育成をめざしていきます。

目標 4：子育てを支援する生活環境づくり

子ども及び子育て家庭を含め、すべての住民が安全で快適な環境の中で暮らし、いけるように、まちづくり・住環境・道路交通環境などの充実を図っていきます。

目標 5：子どもの安全の確保

社会経済の発展や地域コミュニティの希薄化とともに、子どもが事故や犯罪の被害にあう可能性も高まっています。子どもを危険から守るために、子どもに安全な環境を地域ぐるみで協力してつくり、安全で安心できる暮らしを守っていきます。

目標 6：仕事と家庭生活等の調和の推進

性別にとらわれず、男女がともに、子育てや家庭生活・地域生活と仕事が両立できるように、また多様な雇用形態や処遇、育児休業制度の定着など、職場の環境づくりの啓発等に取り組めます。

目標 7：支援が必要な親子への対応

親子のきずなや家族のつながりが弱くなっていくことが、将来的には離婚や児童虐待へとつながっていく要因のひとつであるとも言われています。「家族」という原点に立ち返り、それらの役割を認識していけるような意識啓発を進めるとともに、児童虐待防止対策の充実やひとり親家庭への自立支援に取り組んでいきます。また、障害のある子どもがひとりの人間として尊厳を保持し、自立のための支援を受けられるよう障害児施策の充実などに取り組めます。

(4) 山武市次世代育成支援行動計画の体系

目 標	施 策 分 野
目 標 1 地域における子育て支援の充実	1. 子育てに関する相談・情報提供体制の充実 2. 保育サービスの充実 3. 一時預かり事業等の推進 4. 子育ての経済的支援の推進
目 標 2 親子の健康の確保・増進	1. 親子の心と身体の健康づくりの推進 2. 子どもの成長・発育にあった健康づくりの支援 3. 思春期保健対策の推進
目 標 3 次代を担う子どもの教育の推進	1. 学校の教育環境等の整備 2. いじめ・不登校などへの対応 3. 児童健全育成活動と子どもの多様な体験活動の推進 4. 家庭や地域の教育力の向上
目 標 4 子育てを支援する生活環境づくり	1. 子どもと子育てにやさしいまちづくりの推進 2. 住宅の確保
目 標 5 子どもの安全の確保	1. 交通安全活動の推進 2. 地域安全活動の推進
目 標 6 仕事と家庭生活等の調和の推進	1. 育児休業制度等の普及 2. 男女共同参画社会の推進
目 標 7 支援が必要な親子への対応	1. 児童虐待防止対策の推進 2. ひとり親家庭等の自立支援 3. 障がいのある子どもの自立支援

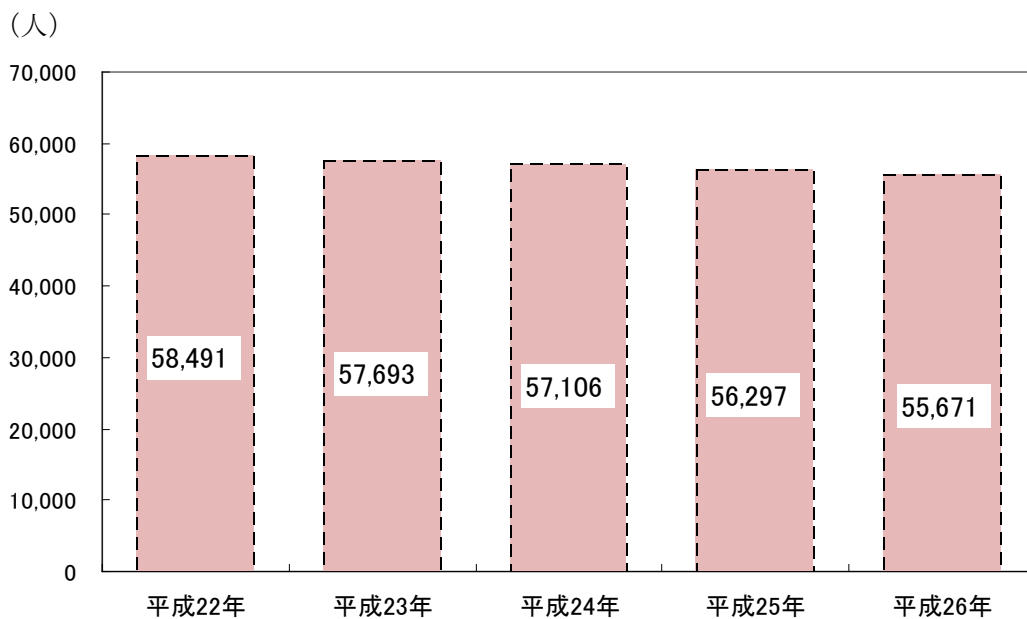
4. 後期計画の主な見込み・目標

(1) 計画期間の推計人口

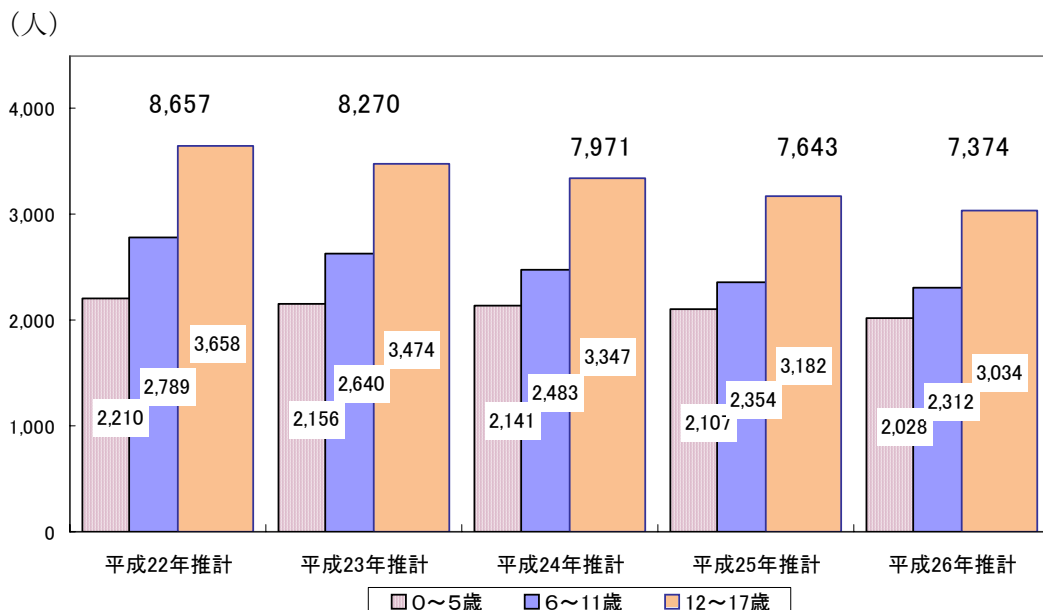
計画期間の人口を国の示す手法で、山武市の男女別・年齢別の過去3年間の平均変化率で推計します。平成25年には57,000人を下回り、平成26年は55,671人と見込まれます。

18歳未満の児童人口も減少が見込まれ、平成22年は8,657人で、目標年度の平成26年は7,374人と推計されます。

〔計画期間の推計人口〕



〔計画期間の推計児童人口〕



(2) 保育サービス等の主要指標

国の示す特定保育事業の主要指標	平成 21 年度 実績	平成 26 年度 目標値
①3歳未満児 認可保育所	272 人	240 人
②3歳未満児 家庭的保育事業	—	5 人
③3歳以上児 認可保育所	633 人	587 人
④3歳以上児保育6サービス (保育園+幼稚園の預かり保育等)	926 人	825 人
⑤特定保育	0 人	0 人
⑥延長保育事業(午後 7 時までの保育)	3か所 延 4,716 人	10 か所 4,464 人
⑦夜間保育事業	0 か所	0 か所
⑧トワイライトステイ事業	0 か所	0 か所
⑨休日保育事業	1 か所 延 504 人	1 か所 延 432 人
⑩病児・病後児保育事業 (病児対応型・病後児対応型)	—	各 1 か所
⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	12 か所 350 人	13 か所 394 人
⑫放課後子ども教室	2 か所	3 か所
⑬一時預かり事業	4 か所	6 か所 延 1,250 人
⑭地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	3 か所	4 か所
⑮ファミリー・サポート・センター事業	—	1 か所
⑯ショートステイ事業	0 か所	0 か所

山武市総合計画における指標	現状値	平成 25 年度 中間目標
配偶者以外に相談する人がいる保護者	73.3% 平成 20 年度の次世代 アンケート調査より	

〔事業の概要〕

事業名	概 要
①3歳未満児 認可保育所	公立保育所、公立認定こども園、民間保育所での3歳未満児の保育。子ども数は減少が見込まれるが、低年齢児の保育ニーズは高まっている傾向がみられる。
②3歳未満児 家庭的保育事業	保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者が、保育所と連携しながら自身の居宅等において少数の主に3歳未満児を保育する事業。保育ママと呼ばれている。
③3歳以上児 認可保育所	公立保育所、公立認定こども園、民間保育所での3歳以上児の保育。
④3歳以上児 保育6サービス	認可保育所＋事業所内保育施設＋幼稚園の預かり保育
⑤特定保育事業	週何日か保育所を利用する事業で、山武市では通常保育で対応できるため、当該事業は見込まない。
⑥延長保育事業	市内10か所で実施している。(午後7時までの延長保育は6か所)
⑦夜間保育事業	20時以降22時までの保育。市内保育施設では未実施。
⑧トワイライトステイ事業	22時以降の保育。市内保育施設では未実施。
⑨休日保育事業	日曜・祝日の保育。市内では民間園1園で実施。通常通所児童以外も受け入れている。
⑩病児・病後児保育事業	保育所に通所中の児童等が病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、その児童を保育所、病院等に付設された専用スペース等において一時的に預かる事業(病後児保育)などを行う事業。市内では未実施。
⑪放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者の就労等により、放課後、家族等が家庭にいない、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童を対象に、遊びや生活の場を提供する事業。市内では12か所を開設している。
⑫放課後子ども教室	すべての児童を対象に、放課後や休日に様々な体験活動等の教室を開設する事業で、市内では緑海小と日向小の2か所で小学校の施設内で実施している。
⑬一時預かり事業	保護者などがパート就労や病気、その他の理由により、一時的・緊急的に幼児を保育できなくなった場合、保育所で幼児を預かる制度。
⑭地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	地域子育て支援センターで、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を行う事業。市内では3か所開設している。
⑮ファミリー・サポート・センター事業	地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織、事業。現在は未実施である。
⑯ショートステイ事業(宿泊を伴う預かりを含む)	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において一定期間、養育・保護を行う事業。現在は未実施である。

(3) 計画の推進体制

① 庁内体制の整備

次世代育成支援行動計画は、児童福祉にとどまらず、教育、保健、住宅、産業経済など、庁内の様々な分野にわたります。そのため、本計画の実施にあたっては、全庁的な体制の下に、各年度においてその実施状況を一括して把握、点検しつつ、その後の対策を実施していきます。

なお、計画の推進にあたっては、国、県、事業主とも密接に連携・協力しながら取り組んでいきます。

② 住民との協働体制の構築

次世代育成の取組みは、住民や関係団体等の参画が不可欠です。

住民や関係団体、学識経験者等で構成される推進組織を整備し、計画の進捗状況に関する情報を共有化し、施策・事業の評価・円滑な実施に向けて、意見の交換や連絡調整を行うなど、住民と市との協働体制を築きます。

③ 計画の内容と実施状況の公表

本計画の内容や実施状況について、計画の概要版を作成し、また広報紙等を活用しながら、住民に分かりやすく周知するとともに、住民の意見等を聴取しやすいように住民に身近な会議・団体へ計画の説明をし、意見を聞きながら、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていきます。

④ 計画の進行管理

計画に基づく施策・事業を総合的・計画的に推進し、実行していくには計画の進捗状況の定期的なフォローアップが必要です。本計画に掲げた目標値に基づき、毎年、進捗状況を点検するとともに、山武市次世代育成支援地域協議会での協議と住民への報告を行い、計画の着実な推進をめざします。

各 論

1. 地域における子育て支援の充実

(1) 子育てに関する相談・情報提供体制の充実

【現状と課題】

核家族化や少子化が進む中、子育てについて不安や困り事などを抱えている家庭が多く、その内容は多種多様となっています。

アンケート調査では、身近な地域での子育てに関する悩みや不安などの相談相手は、就学前児童と小学生ともに「配偶者・親族」が多く、小学生の保護者では学校等の保護者の仲間などに相談先が広がっていますが、配偶者以外の相談者をもてるように仲間づくりなどを展開していくことも重要な課題といえます。あわせて、子育てに関する情報を得られるように、市では子育てハンドブックを作成しており、広報紙、市ホームページなどを活用した情報提供に努めるとともに、子育て家庭のニーズ等を把握することも重要です。毎月1日程度、各保育所の園庭を開放し、地域の子どもたちの遊び場の役割を担っています。身近な場所で、いつでも気軽に適切な相談や助言、支援が受けられるように、専門職員による相談窓口の活用促進を図るとともに、各相談窓口や機関の連携を保ちながら、相談体制の充実に努めていく必要があります。

〔子育ての悩み・不安の相談先〕

就学前児童保護者(複数回答)		
1位	配偶者や親族	84.3%
2位	保育先等の保護者の仲間	33.2%
3位	保育先等の先生	26.5%
4位	職場の人	21.4%
5位	近所の人、地域の人	17.5%

小学生保護者(複数回答)		
1位	配偶者や親族	78.4%
2位	学校等の保護者の仲間	51.6%
3位	職場の人	26.7%
4位	学校等の先生	19.9%
5位	近所の人、地域の人	19.3%

(平成20年度 アンケート調査)

〔子育て情報の入手先〕

就学前児童保護者(複数回答)		
1 位	子育ての仲間・保護者仲間	65.3%
2 位	親族	64.2%
3 位	隣近所の人、知人、友人	47.6%
4 位	保育所・幼稚園	46.0%
5 位	子育て雑誌・育児書	35.2%

小学生保護者(複数回答)		
1 位	子育ての仲間・保護者仲間	62.3%
2 位	親族	53.7%
3 位	隣近所の人、知人、友人	53.5%
4 位	学校	37.2%
5 位	テレビ、ラジオ、新聞	31.4%

(平成 20 年度 アンケート調査)

【基本方針】

相談窓口の概要や子育て情報などを、子育てハンドブックや広報紙、市ホームページ等を有効に活用して子育て家庭に提供します。

子育て支援センターや保育所・こども園の園庭開放、子育てサークルでの活動と連携して、相談に適切に対応できるように、各種相談員と関係課・関係機関とのネットワークを強化します。

【施策、事業の取組み方向】

施策・事業	概要・課題等	今後の取組み	担当課
子育てハンドブック、広報紙等による情報提供	子育てハンドブックを平成20年度に作成し、配布している。広報紙で適宜情報提供を行っている。	●子育てハンドブックは、制度改正等により、必要な修正・更新を行い、市ホームページへの掲載など有効活用を図る。 ●広報さんむをはじめ、各種広報紙を活用して、子育てに関する情報を提供する。 ●子育て支援センターや保育所・幼稚園・こども園などを通じた情報提供に努める。	子育て支援課 関係課
相談体制の拡充	スクールカウンセラー、心の教室相談員及び家庭教育指導員による児童生徒や保護者の相談を実施。子育て支援課には母子自立支援員、児童家庭相談員を配置しており、相談に対応し、ケース検討や関係機関との連携を図っている。相談先について周知が進んでいない面もみられる。	●各種相談員を配置し、相談に適切に対応できるように、関係課・関係機関との連携・ネットワークを強化する。 ●相談場所について周知を図る。	学校教育課 生涯学習課 子育て支援課
子育て支援センターや子育てサークルでの相談	子育て支援センターで相談を受けたり、子育てサークルの活動のなかで相談や情報提供が行われている。	●子育て支援センターや子育てサークルの活動のなかで、相談に応じるとともに、必要に応じて相談員等につながるように連携を強化する。	子育て支援課 健康支援課
保育所・こども園での園庭開放	幼児、児童の安全の確保に配慮した、遊び場として、保育所・こども園等の園庭を開放する。	●各保育所・こども園で月2回園庭開放を実施しており、親子がふれあう場、相談や情報提供の場として、今後も引き続き実施する。	子育て支援課

(2) 保育サービスの充実

【現状と課題】

本市の乳幼児数は減少していますが、保育所の利用ニーズは高まっており、低年齢からの利用ニーズが高まっています。また、共働き世帯が増加しており、市内の保育所では、通常時間の保育に加え、午前 7 時からと午後 7 時までの時間外保育も実施しています。また、前期計画期間に認定こども園を 2 か所設置し、低年齢児保育や一時保育などの拡充を図ってきました。

保育サービス利用者の保育先に対する満足度では、子どもの接し方、安全対策、行事、職員等の配置、食事・おやつなど満足度が 85% 前後と高くなっています。一方で、保護者への情報伝達、施設環境など是不満という意見がみられます。

今後は、保育サービスの充実、質の向上を図るための取組みとともに、施設の老朽化等への対応、認定こども園の整備を含めた保育環境の充実が重要な課題です。

〔保育先の満足度－項目別(就学前児童保護者)〕

満足度		
1 位	子どもへの接し方	87.6%
2 位	安全対策	84.3%
3 位	行事	83.7%
4 位	職員等の配置状況	82.5%
5 位	食事・おやつ	82.4%

不満度		
1 位	保護者への情報伝達	14.1%
2 位	施設環境	13.0%
3 位	衛生対策	11.2%
4 位	悩み事等への相談対応	10.6%
5 位	職員等の配置状況[%]	10.1%

(平成 20 年度 アンケート調査)

【基本方針】

就学前児童の保育・教育の場として、計画期間に認定こども園を 2 か所増設し、幼保一元化を促進するとともに、保育サービスの充実を図ります。

低年齢児の保育ニーズが高まっており、保育所・認定こども園での受け入れ体制を継続して確保するとともに、家庭的保育事業（保育ママ）の導入に取り組めます。

また、保育の質を高めるための取組みに、保育士の研修・情報交換の場づくり、保育の質の向上アクションプランの推進を支援します。

【施策、事業の取り組み方向】

施策・事業	概要・課題等	今後の取り組み	担当課
通常保育事業	核家族や共働き世帯の増加に伴い、保育園入所希望者が増加傾向にある。 出生率は横ばいのものの、保育所入所希望者は、女性の社会進出等の理由により、増加傾向にある。特に乳幼児(0、1、2歳児)の入所申込みが増えている。	●低年齢児の利用希望が高まっており、受け入れ体制について、保育士の確保に努める。 ●施設の老朽化、少子対策として幼稚園、保育所を統廃合し、認定こども園の確保・整備に取り組む。	子育て支援課 学校教育課
家庭的保育事業(保育ママ)	低年齢児の保育ニーズが高まっている。保育所・こども園で低年齢児を受け入れているが、年度途中からの入所待機になる場合や、受け入れ体制の確保が課題である。	●保育所・認定こども園での低年齢児の確保と併せ、低年齢児の保育として、家庭的保育事業の導入を図る。	子育て支援課
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化により通常の保育時間を超えて保育する。 現在公立保育所4か所で午前7時30分から午後6時まで、また、公立保育所3か所と私立保育所2か所で午前7時～午後7時まで延長保育を実施している。	●継続して延長保育を実施する。平成26年度：10か所で実施。 ●さらに延長保育を実施する場合(夜間保育事業等)は、保育士を確保する必要がある、保育ニーズの確保に努める。	子育て支援課
休日保育事業	日曜・祝祭日に保護者の勤務等により、保育を必要とする場合、保育園で保育するもので、市内1か所で実施している。	●継続して充実保育事業を実施する。平成26年度：1か所で実施。 ●日曜・祝祭日に保護者の勤務等により、保育を必要とする保護者の要望に対し受け入れを行っている。市内・外問わず預かりは可能となっており、適切な利用を促進する。	子育て支援課
認定こども園の設置	現在は2か所に設置している。保育施設の老朽化、幼稚園利用者の減少などに対応した取り組みが必要である。	●幼稚園での2・3年教育については認定こども園の設置とあわせて推進する。 ●計画期間に認定こども園を2か所増設する。保育所型・幼保連携型など地域にあった方策で確保する。	子育て支援課 学校教育課

施策・事業	概要・課題等	今後の取組み	担当課
保育の質の 向上のための 取組み	各保育所内で研修、自己評価等 を行っている。	●保育士の研修、保育所での自己評価などの取組みについて支援する。 ●保育の質の向上のためのアクションプログラムを作成し、各園での保育の質の向上のための取組みを支援する。	子育て支援課

(3) 一時預かり事業等の推進

【現状と課題】

保育所・こども園で一時保育を実施しており、利用者は大幅に増加、また私的理由での利用者も増加傾向といえます。アンケート調査結果においても、一時的に誰かに預けたことのある割合は、就学前児童・小学生保護者ともに 37%で、小学生保護者では高学年になると割合がやや低下しています。

放課後児童クラブは、小学校低学年児童の放課後過ごす場所として、小学校 1 学年から 3 学年までの児童を対象とした保育事業として、平日は小学校授業終了時から午後 6 時 30 分まで、長期休業中は午前 8 時から午後 6 時 30 分まで実施していますが利用者は増加しており、受け入れ体制の拡充を図ってきました。今後は、利用時間の拡充など運営面で様々な手法を検討するとともに、放課後子ども教室などと調整を図りながら、子どもの居場所づくりに取り組んでいくことが課題です。

また、地域住民の協力を得て、会員組織からなるファミリー・サポート・センター事業が全国的に展開されるようになってきました。急な預かりや、保育所、放課後児童クラブの送迎などでの利用が考えられます。アンケート調査では急用等の場合の預かりなどで利用したいという意見もみられ、必要性和確保策について検討することが必要です。

〔ファミリー・サポート・センター事業の利用意向(就学前児童保護者)〕

就学前児童保護者		
1 位	急用等の一時的な外出の場合の預かり	34.2%
2 位	特にサービスを利用する希望はない	30.7%
3 位	保護者の病気等の際の預かり	26.4%
4 位	保育所や放課後児童クラブ前後の預かり(送迎等)	21.9%
5 位	急な残業の時の預かり	20.3%

(平成 20 年度 アンケート調査)

【基本方針】

育児負担を軽減したり、急用時などの子育て支援として、一時預かり事業の充実を図るため、現在の受け入れ体制に加え、認定こども園の増設に伴い、一時保育の受け入れ体制の拡充を図ります。

放課後児童クラブの受け入れ体制の拡充について検討するとともに、運営方法の検討、指導員の確保など充実を図ります。

会員組織の確保、実施方法などを検討し、後期計画期間にファミリー・サポート・センター事業の導入をめざします。

【施策、事業の取組み方向】

施策・事業	概要・課題等	今後の取組み	担当課
一時保育事業	平日保護者の急な病気や用事などで緊急・一時的に保育が必要となる場合、保育園で保育する。	●市内4か所（若杉保育園、なんごう・まつおこども園、鳴浜保育所）で継続して実施。 ●新たにこども園を開設した際に、事業の拡大を図る。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	主に小学校1学年から3学年までの児童を対象とし、平日は小学校授業終了時から午後6時30分まで、土曜及び長期休業中は午前8時から午後6時30分まで実施。市内12か所で実施。送迎をしている地区もある。 利用時間の拡大、高学年児童の受け入れ、障がいのある子どもの受け入れなどの要望が増えている。	●利用時間の拡大、高学年児童の受け入れ、障がい児等の受け入れなどについて、専門的知識を有する指導員の育成や余裕のある施設の有効活用など多面的に検討し、対応を図る。 ●保護者との連携・協働による取組み、運営方策などについて研究する。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	会員組織をつくり、会員同士の仲介を事務局が行う。（保育施設への送迎等、謝礼は会員同士で授受する仕組みを検討する必要がある。	●住民との連携を図りながら、後期計画期間に1か所確保する。	子育て支援課
病児・病後児保育	病時または病気回復期の子どもを預かる事業であり、現在は未実施である。共働き世帯が増加するなか、ニーズは高まっていると考えられ、看護師の配置、実施場所等を検討することが課題である。	●後期計画期間に2か所での実施をめざす。	子育て支援課

(4) 子育ての経済的支援の推進

【現状と課題】

アンケート調査や全国調査で、保育料など子育て費用の負担が大きいという意見が多く、子育てにお金がかかることが少子化の進む原因の一つだという意見がみられます。少子化を変えていくために重要だということとして、「出産・子育てにかかわる経済的支援を充実する」が就学前児童保護者で 59%、小学生保護者で 49%回答されており、「奨学金制度の充実等、教育費の負担を軽減する」も 30%程度回答されています。子どもを安心して生み育てるためには、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることが求められており、各種支援策について適切な利用を促進していくことが課題です。

【基本方針】

子ども手当の支給、乳幼児（子ども）医療費の助成、保育料の減免など、子育ての経済的な負担を軽減する施策について、国、県の動向等をふまえながら、適切な利用が促進されるように努めます。

【施策、事業の取組み方向】

施策・事業	概要・課題等	今後の取組み	担当課
子ども手当 (児童手当)	国の制度に基づき実施している。	●国の動向に基づき、中学校修了までの児童を対象に子ども手当を支給する。	子育て支援課
乳幼児（子ども）医療費の助成	国・県の制度に基づき実施している。平成 22 年 12 月から小学校 3 年生までに拡充。	●継続して実施する。	子育て支援課
障がい児の養育に関する経済的支援の推進	国の制度に基づき実施している。	●継続して実施する。	社会福祉課
保育料の減免制度	国の基準に比べ、負担の少ない基準を市で設定し、保育料を助成している。	●継続して実施する。	子育て支援課

2. 親子の健康の確保・増進

(1) 親子の心と身体健康づくりの推進

【現状と課題】

母子保健事業と学校保健事業を中心に、子どもと母親の健康を確保・増進するための取組みを推進しています。母子保健では妊婦や乳幼児を対象とした一般健診、歯科健診、訪問指導、健康教育、健康相談、予防接種などを行っており、各種健診の受診の勧奨や健診後の指導の充実など、きめ細やかな対応に取り組んでいます。

近年は、健診結果等で継続して見守りや関わりが必要な親子がみられ、専門的な対応の必要性も高まっており、専門職の確保やネットワークの強化が求められます。また、妊婦健康診査の受診券が増え、予防接種法の改正への対応、こんにちは赤ちゃん全戸訪問事業など、国の動向をふまえながら推進しており、様々な場面で親子に関わりながら、親子の健康づくりを支援していくことが重要です。

【基本方針】

健康増進計画等をふまえ、妊娠から出産、子どもの成長など成長段階にそった親子の健康づくり施策を推進します。

【施策、事業の取組み方向】

施策・事業	概要・課題等	今後の取組み	担当課
妊婦健康相談	妊娠届出を受理し、母子健康手帳を交付する際に、保健師等が面接を実施。 面接時に妊婦の体調確認、サービスの紹介、妊娠期に必要な情報提供を実施。またハイリスク妊婦の早期発見に努め今後の支援につなげている。	未入籍、若年妊婦は増加傾向にあり、妊娠期から支援を要する妊婦が増えているため、保健師面接の実施が不可欠となっている。	健康支援課

施策・事業	概要・課題等	今後の取組み	担当課
医療機関委託 健康診査 (妊婦、乳児)	妊婦一般健康診査:妊婦1人につき 14 回を基準とし委託医療機関で実施。 乳児一般健康診査:乳児1人につき 2 回を基準とし、生後3か月から6 か月と生後9～11 か月に委託医療機関で実施。	●妊婦健診受診券が増えたことで、早期から関わりができるとともに、妊娠後期の健康支援が図れる面がある。このようなことから、平成 23 年度以降の妊婦健康診査支援基金についての国の方針は未定であるため、市として方向性を検討する。 ●乳幼児健診については、未受診者のフォローに努め、受診率の向上を図るとともに、育児支援につながる健康教育、相談など適切な対応を図る。	健康支援課
パパママ サロン	妊婦及び家族に対し、妊娠・出産・育児の専門的な知識を普及するとともに、妊婦同士の情報交換、交流の機会として実施。 1クール中の2回目に妊婦歯科健診事業を組み入れ実施しており、80%以上が要治療である。	●最近は父親の参加が増えてきているが、内容の工夫により受講率の向上に努める。 ●歯科健診で要治療が多い実態であることから、今後は全妊婦を対象とした歯科健診の実施に向け検討する。	健康支援課
妊産婦・新生児訪問指導 (こんにちは赤ちゃん全戸訪問事業)	妊産婦ならびに新生児を対象とし助産師・保健師が訪問指導を実施。 出生通知書により希望のあった者だけでなく、全数訪問をめざし市内への里帰りにも対応している。「2か月赤ちゃん訪問」を保健推進員の協力を得てしているが、介入を拒むケース、居住と届出住所の異なる場合等、個々への対応が難しくなっている。	●低体重児の訪問指導について、保健所と担当の明確化し、適切な対応に努める。 ●こんにちは赤ちゃん全戸訪問事業について、市内里帰り出産の新生児等への訪問も含めて、全数実施をめざす。 ●妊産婦・新生児等への訪問による指導は、助産師・保健師が必要に応じて継続して実施する。	健康支援課
乳幼児健康 診査	発育・発達の節目時期(4 か月児、1歳6か月児、3歳6か月児)に合わせ、健康診査を実施。また、2歳6か月児を対象に歯科健康診査を実施。	●平成 22 年度より乳児は3～4か月児を対象とし、年 12 回、独立行政法人さんむ医療センターで実施する。 ●子育て支援や虐待予防、発達障がいなど支援が必要な親子と継続して関わりをもつ機会として、内容等検討しながら実施する。	健康支援課

施策・事業	概要・課題等	今後の取組み	担当課
すくすく広場	就学前児童とその家族を対象に、保健センターと子育て支援センターで毎月1回開催している。保育士・助産師・ボランティア等の協力で、各会場で様々な遊びを実施している。また、随時、身体計測や相談、講話を取り入れて開催している。	●情報交換、友達づくり、親のリラックスタイム、相談の場として定着してきており、今後も継続して実施する。 ●健診後のフォローの場としての活用を図り、参加を促進する。	健康支援課
予防接種	出生届及び転入届の提出時に予防表及び接種方法の説明や冊子を同封し、情報提供している。医療機関、学校、保健センターで定期予防接種を実施している。近年は予防接種法、結核予防法の改正により、変更が多い。	●予防接種法の改正などにより、保護者が変更点や接種方法を正しく理解できるように、情報提供に努めるとともに、適切な接種を促進する。予防接種の時期を逃してしまった対象者などへの対応を図る。	健康支援課
学校保健	学校保健全体計画、性教育年間計画により学校保健事業を実施している。各種検診による疾病の早期発見と健康状態の把握に努めている。 保健だより等で、健康に関する啓発を行い、心の健康に重点をおいた健康相談に努めている。	●学校保健全体計画に基づき、各学校での保健事業を推進する。 ●教育委員会と健康支援課が連携して、予防接種、歯科保健、児童虐待防止、発達相談などで連携をさらに図る。 ●保健だより等での啓発と、健康相談、発達相談、疾病予防などについての認識を深めるように啓発に努める。	学校教育課 健康支援課

(2) 子どもの成長・発育にあった健康づくりの支援

【現状と課題】

子どもの成長は著しく、心身の成長段階にあった健康支援として、離乳食から始まる食育、支援が必要な親子への支援など、子どもの成長にあった健康づくりの支援が重要となっています。

健診結果等で支援や関わりが必要な親子を把握し、関わりをもつ場、集団で過ごす場を確保し、相談への対応、集団での指導を行っています。親子の状況や子どもの発育状況にあった支援ができるように、関係機関との連携を図りながら支援していくことが課題です。

食生活については、食の安全や食生活の乱れなどの問題が指摘されています。市では生後5～11 か月児を対象に離乳食教室を実施しています。離乳食の説明と試食を行い、希望者には個別面接を実施しています。アンケート調査では、朝食を毎日食べる割合が高いものの、中高生では毎日食べる割合が低下し、あまり食べないという回答も増えています。こうした状況をふまえ、食育を個人の健康の問題ということでとらえるのではなく、市全体で取り組むべき課題という認識を広げていくことが重要となっています。

【朝食の摂取状況】

	小学生	中高生
毎日食べる	84.3%	75.5%
ほぼ毎日食べる	10.5%	13.3%
週に半分は食べる	1.5%	2.7%
あまり食べない	3.0%	6.1%
食べない	0.1%	2.4%

(平成 20 年度 アンケート調査)

【基本方針】

子どもの成長・発達にあわせて、食育や発達支援のための教室、相談を実施し、親子の育ちを支援します。

【施策、事業の取組み方向】

施策・事業	概要・課題等	今後の取組み	担当課
ことばの相談	主に幼児健康診査の事後指導として言語指導員による個別相談を実施。 現在、専門職が不足しており、一時的な相談ができて継続指導・訓練の場を増やすことができない。	●平成 22 年度から、月1回の言語聴覚士による相談の場を確保する。 ●就学前の訓練の必要な子に対する支援に向け、関係課との協議・連携を図る。	健康支援課
発達相談	主に乳幼児健康診査の事後指導として児童心理司等による個別相談を実施。保育士からの相談が増えており、平成19年度から巡回相談を取り入れて対応している。 マザーズホームの利用や就学に関して教育委員会との連携にも努めている。	●相談が増加傾向であり、巡回健康相談を取り入れ、特別支援学校の協力を得ながら実施する。 ●継続指導・訓練の場を増やすには、専門職の確保について検討するとともに、関係機関の協力を得ながら実施できる方策を検討する。 ●発達障害について、関係機関が連携して、正しい知識と理解を深められるように情報提供、学習の場を確保し啓発に努める。	子育て支援課 健康支援課 学校教育課 社会福祉課
カンガルーひろば（親子で遊ぼう）	発育や発達につまずきのある子ども、母親を支援する場として幼児健診後にこの事業を紹介。保育士、児童心理司、保健師による集団指導（遊びを中心として）を実施。 スタッフとしてマザーズホーム保育士、子育て支援センター保育士も参加し、連携して実施している。	●継続して、関係機関との連携を図りながら実施する。	健康支援課 子育て支援課 社会福祉課
離乳食教室	すすく広場事業の際、なんごう子育て支援センターにて、2か月に1回 30 分程度の集団指導を実施。離乳食についての適切な進め方等の知識をもたない母親が増えているため、離乳食の指導は必要だが、個別性が高い。	●個別での指導が必要なケースが多く、実施方法について検討する。	健康支援課
食育の推進	保育園、幼稚園等において、市の栄養士を中心とした食育事業を実施しており、連携した健康教育の展開が必要となっている。 子どもの食育に携わる指導者の知識向上のための研修会を年2回開催している。	●子どものうちから規則正しい食生活を習慣づけるため、今後も内容等検討しながら、継続して実施する。 ●食育の推進が求められるため、保育士、幼稚園教諭の摂食研修を充実させる。	子育て支援課 健康支援課 学校教育課 農林水産課

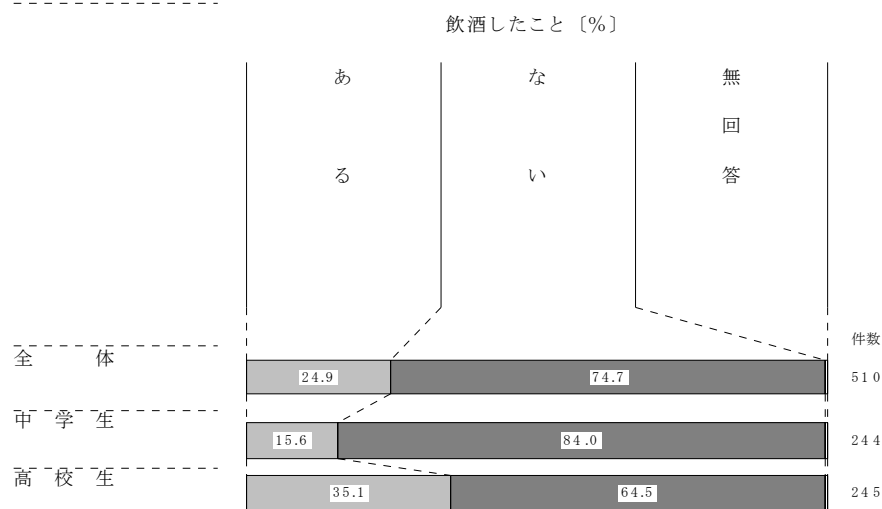
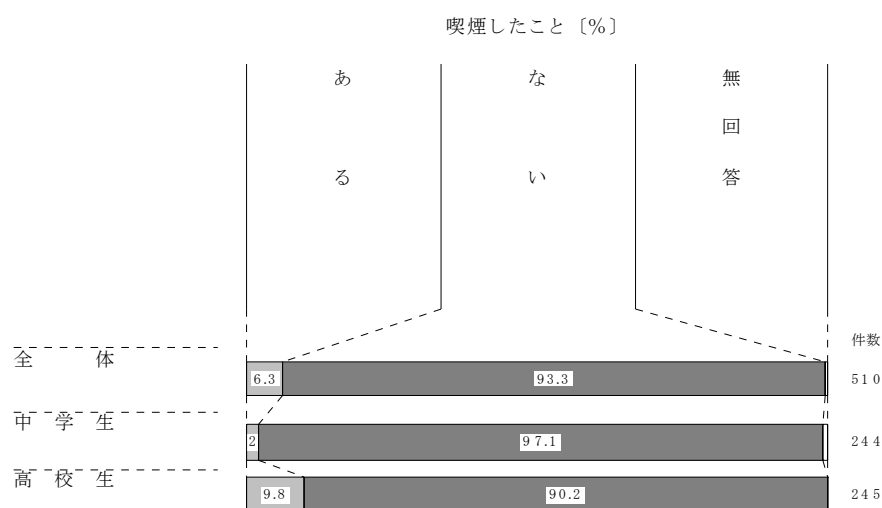
(3) 思春期保健対策の推進

【現状と課題】

子どものうちから健康について考えたり、健康の大切さを知することは、生涯にわたり自分の健康を守ることにもつながると考えられます。これは次代の親づくりの視点からも重要であり、思春期の心身の健康づくりについて、乳幼児との交流機会の拡大、地域活動やボランティア活動の充実、学校と家庭との連絡体制など、家庭、学校、地域が連携しながら取り組んでいくことが必要です。

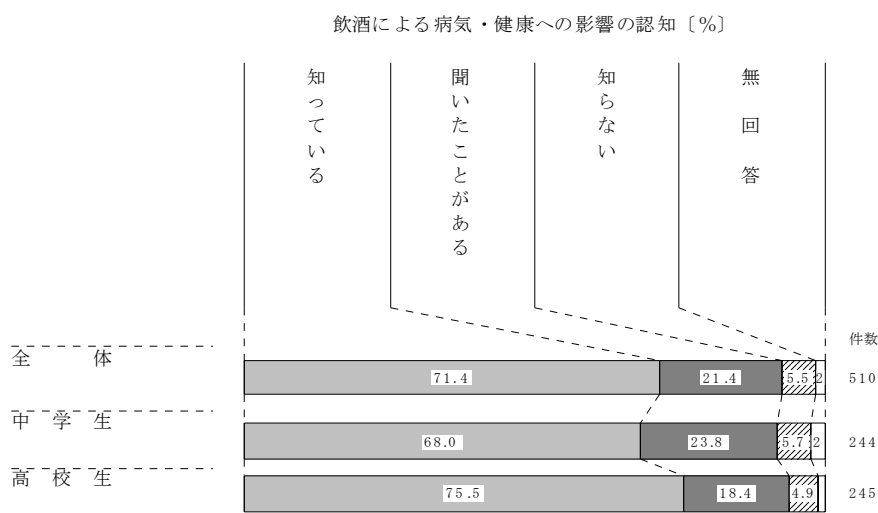
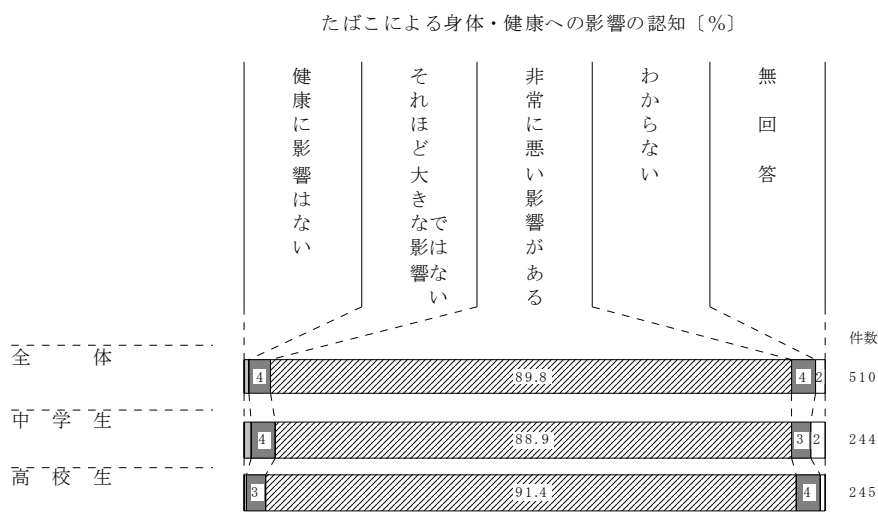
中高生調査では、中高生の喫煙経験者は 6%、飲酒経験者は 25%となっていました。前回の調査に比べ割合は低下傾向であり、たばこ・飲酒による身体への影響についての認知が進んでいることがうかがえます。学校保健全体計画に基づき、性教育、喫煙・飲酒・薬物の乱用防止など小中学校それぞれの発達段階に応じた健康教育を進めており、子どもたちを取り巻く環境が複雑化することをふまえながら思春期保健対策に取り組んでいくことが必要です。

【喫煙・飲酒の経験(中高生)】



(平成 20 年度 アンケート調査)

〔喫煙・喫煙による身体・健康への影響の認知(中高生)〕



(平成 20 年度 アンケート調査)

【基本方針】

思春期の心身の健康づくりのため、学校保健での取組みとともに、健康支援課や関係機関と協力して取組みます。

【施策、事業の取組み方向】

施策・事業	概要・課題等	今後の取組み	担当課
性教育	性教育年間計画により、授業の中で性教育や思春期の健康づくりについての学習を学校ごとに実施している。	●10代の妊娠が増えており、学校保健での取組みとともに、保健所等と協力して取組む。	学校教育課 健康支援課
飲酒・喫煙・薬物乱用防止	学校保健全体計画等により、学校ごとに実施している。	●学校保健での取組みとともに、地域と協力して取組む。	学校教育課

3. 次代を担う子どもの教育の推進

(1) 学校の教育環境等の整備

【現状と課題】

本市では、地域の特性をふまえながら、国及び県の文教施策に基づいて教育環境の充実に取り組んでいます。また、「生きる力」を育む学校教育の充実、国際化・情報化・科学技術の急速な進展に対応できる生徒の育成を図っています。今後も、子どもが個性と可能性を十分に発揮しながら成長できるように、学校の教育環境等の充実を図っていく必要があります。また、学校が住民に身近で、親子が安心できる場となるように、開かれた学校づくりが求められます。

各学校では、「確かな学力」をつけるための研究を進め、特に授業の中で少人数指導やＩＴ教育を取り入れ、きめ細やかな指導の工夫に焦点を当てています。また授業研究等を通して、効果的に学力向上を図るために一層の少人数指導の充実に努めています。体力づくりでは、部活動には生徒も顧問も熱心に取り組み、多くの生徒が参加しています。体育行事の中では、体育祭、マラソン大会などをメインに実施しています。

学校の運営面では、年度始めに学校教育目標を明らかにし、また年度末の自己評価を実施し、その結果を次年度の取組みに活かしています。また、保護者からの学習評価などを取り入れ、校外の意見を知ることへの取組みも行っています。

また、小学校への移行を円滑に行うため、幼稚園・保育所の教職員が意見交換し、健全な子どもの育成に努めながら、幼保一元化に向けて積極的に推進しています。

【基本方針】

子ども一人ひとりの個性・可能性を大切にし、生きる力を育む教育を推進するとともに、信頼される学校づくり、幼保の連携などを促進します。

【施策、事業の取組み方向】

施策・事業	概要・課題等	今後の取組み	担当課
学力向上のための授業研究	IT活用や少人数指導等によるきめ細やかな指導を展開するなど新手法を取り入れ、理解が深まるよう工夫している。 指導法についても研究に努めており、教育課程や時間割の弾力的運用を図っています。	●各学校での計画に基づき、推進する。	学校教育課
総合的な学習時間の実施	地域の教育資源を活用し、創意工夫を生かした特色ある総合的な学習を展開する。	●各学校での計画に基づき、推進する。	学校教育課
健全な身体づくり（部活動の実施、体育行事の実施）	部活動には生徒も顧問も熱心に取り組んでおり、多くの生徒が参加の体制で実施。 主な行事として体育祭やマラソン大会を実施。	●各学校での計画に基づき、推進する。	学校教育課
信頼できる学校づくり（学校教育目標の公表・学校評価の実施）	年度始めに学校教育目標を明らかにし、日々の実践を積み重ね、定期的に学校評価を保護者に依頼している。 各学校独自の評価を実施し、次年度の取組みに生かしている。 各種活動や広報等を通じて保護者との連携を深めていく必要がある。	●各学校での計画に基づき、推進する。	学校教育課
幼保の連携	幼稚園・保育所の教職員が意見交換し、入学前の保育に役立てている。保護者のニーズの多様化に対応していく必要がある。	●幼稚園・保育所の教職員の意見交換の場を継続して確保し、日常の保育・教育に活かしていく。 ●認定こども園の設置に取り組み、幼保の連携を図る。	学校教育課 子育て支援課

(2) いじめ・不登校などへの対応

【現状と課題】

いじめ、児童虐待等により被害を受けた児童に対しては、家庭児童相談員または家庭教育指導員が相談に応じ、学校・警察署や児童相談所等と連携して保護に努めています。犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的なダメージは大きいため、未然防止を図るとともに、児童相談所や学校等の関係機関との連携強化やカウンセリング体制の充実等を図っていく必要があります。

【基本方針】

いじめや不登校など学校生活での悩み・課題をもつ子どもへの対応・支援として、スクールカウンセラーによる相談体制の拡充を図るとともに、各種相談窓口などで連携を図れるように努めます。

【施策、事業の取組み方向】

施策・事業	概要・課題等	今後の取組み	担当課
いじめ等の被害にあった子どもの保護	被害を受けた子どもに対し、家庭児童相談員・家庭教育指導員・スクールカウンセラー・心の教育相談員が学校・警察署・児童相談所等と連携を図り、保護、対策を協議している。	●関係課・関係機関で適切な対応ができるように、連携を図る。	子育て支援課 学校教育課 社会福祉課 生涯学習課
不登校・引きこもり対策	学校全体で当該生徒に関する共通理解を深め、スクールカウンセラー・心の教育相談員・家庭教育指導員の支援を受けながら登校へ向けての支援を進めている。 予防対策として、スクールカウンセラーの全校配置など、子どもや親、教職員がいつでも相談できる体制づくりを検討していく必要がある。	●スクールカウンセラーによる相談・支援の体制を継続して確保する。また、予防対策として、身近に相談できるように、スクールカウンセラーの配置について検討する。	学校教育課
相談体制の拡充	スクールカウンセラー、心の教室相談員及び家庭教育指導員による児童生徒や保護者の相談を実施。	●学校生活、家庭生活での悩みなど複雑化するなか、各種相談員・相談窓口が連携して対応できるように連絡・協議の場を確保する。	学校教育課 生涯学習課

(3) 児童健全育成活動と子どもの多様な体験活動の推進

【現状と課題】

子どもは様々な体験を通じて多くのことを学び、吸収して成長する力を持っています。一方で、地域が子どもの健全な育成を見守ること、多世代が地域でふれあい、関わりあうことは、子どもにとっても、地域にとっても大人にとっても重要なことと再認識されています。

本市も核家族化がみられるとともに、世帯内での3世代以上にわたる関わりが減少している傾向にあります。また、地域でふれあう場が少なくなっているという声もきかれたり、中高生を対象にしたアンケート調査の乳幼児との交流機会については、半数程度が「ふれあう機会は特にない」と回答しています。

世代間交流のための場としては、各地区に住民の集会などに使用する施設があり、郷土芸能の保存活動や子ども会活動、地区社会福祉協議会活動などを通じて、子どもと大人の幅広い年代の中で交流を図っている状況です。

また今日、テレビ・インターネット等の普及や、子どもの生活環境の変化により、「活字離れ」や「読書離れ」等が懸念されているため、子どもが自ら本を選んで読み、生涯にわたる読書習慣を身に付けるため、幼少期から読書に親しむような環境づくりに取り組むことも必要になります。

〔乳幼児との交流機会〕

就学前児童保護者		
1位	特にない	50.8%
2位	いとこ等親せきの子とも遊ぶ	28.4%
3位	妹や弟と遊ぶ	14.7%
4位	近所の子とも遊ぶ	11.2%
5位	学校の行事でふれあう	10.4%

(平成20年度 アンケート調査)

【基本方針】

子どもたちの健全育成を地域で見守るため、児童健全育成活動を推進します。また、地域で多様な体験の場やふれあいの場、交流の場を確保し、地域住民の参加を促進します。

【施策、事業の取組み方向】

施策・事業	概要・課題等	今後の取組み	担当課
児童の健全育成	学校の指導計画に児童生徒の健全育成を位置づけ、PTA 活動や行政関係の青少年健全育成事業などと連携を図り進めている。 児童生徒の健全育成に関する「生徒指導計画」の策定や、学校や学習への適応指導、基本的な生活習慣の指導及び問題行動に関する指導を実施。	●PTA 活動や青少年健全育成事業と連携を図り、児童健全育成活動を継続して推進する。	学校教育課
青少年健全育成事業	青少年相談員及び青少年育成市民会議員による活動の継続実施。地域・学校・家庭の連携で、青少年健全育成に取り組んでいる。 学校との連携により、事業内容を検討。	●青少年相談員及び青少年育成市民会議員の活動を継続して支援するとともに、地域・学校・家庭での連携を強化する。	生涯学習課
世代間交流の推進	地区社会福祉協議会主催の「いきいきふれあいサロン」において世代間交流を図っている。また保育園の行事に高齢者を招待する等の交流事業も行っている。	●地域での交流の場を増やし、住民の参加が促進されるように、自治会活動、社会福祉協議会活動などと連携して取組むとともに、情報提供に努める。	子育て支援課 学校教育課
読書活動の推進	図書館の協力等により、読み聞かせや、良い本を提示することで良好な読書環境を形成している。	●継続して読み聞かせや読書活動を様々な機会を活用して推進する。	図書館
子ども会活動、ジュニアリーダー活動	子ども会活動、ジュニアリーダースクラブの団体育成等、リーダー研修会や育成者講習会の開催などを行っている。	●地域の協力を得ながら、継続して実施する。	生涯学習課
いきいき体験教室・職業体験学習等	いきいき体験教室は、科学体験などを取り入れて開催し、異年齢交流の場となっている。 小学校で職場体験学習を実施しており、受け入れ先の確保を図ることが必要である。	●継続して実施する。	生涯学習課 学校教育課

(4) 家庭や地域の教育力の向上

【現状と課題】

子どもの健やかな成長を図る上で、家庭や地域の教育力の向上は欠くことのできない重要な部分です。子どもが様々な体験や学習ができる場として、地域活動が一層充実したものとなるように、地域活動の内容を検討していくとともに、地域に住む全ての人が子どもたちに関心を持ち、教育力のあふれる地域コミュニティとなるようにめざしていくことが大切です。

市では、親子がふれあい、ともに体験できる場として、青少年相談員青少年育成市民会議員・子ども会育成連絡協議会会員などが地域で活動しています。

また、親業講座を継続して開催しており、今後は、親の子育て力を引出す取り組みをはじめ、次代の親を育成する取り組み、地域が子育ての理解を深めるための取り組みなどが求められます。

〔結婚についての考え(中高生)〕

中高生	
できれば結婚したい	46.3%
絶対結婚したい	26.1%
わからない	17.1%
あまり結婚したくない	7.3%
結婚したくない	2.7%

(平成 20 年度 アンケート調査)

〔将来子どもを持つこと(中高生)〕

中高生	
もちたい	36.9%
できればもちたい	34.5%
わからない	17.5%
あまり思わない	6.7%
思わない	4.3%

(平成 20 年度 アンケート調査)

【基本方針】

子どものために、親の子育て力を高め、地域が子どもと子育ての理解を深められるように、家庭教育を推進するとともに、地域で子どもに関わり、子どもの育ちを支援する活動が活発になるように取り組みます。

【施策、事業の取組み方向】

施策・事業	概要・課題等	今後の取組み	担当課
親業講座	より良い親子関係を築くため、親業講座を毎年度開催している。	●継続して実施する。	生涯学習課
家庭教育学級	大人と子どもが参加できる行事を開催している。	●継続して実施する。	生涯学習課

4. 子育てを支援する生活環境づくり

(1) 子どもと子育てにやさしいまちづくりの推進

【現状と課題】

「山武市総合計画」などまちづくり計画に基づき、住民が安心して暮らせるまちをめざし、子どもたちが自然の中で生き生きと育つように子どもの成長を支援する環境づくりを推進しています。

地域課題として、子どもとの外出で困ることとして、「歩道・ガードレール、信号がない通りが多く、安全性が心配」「暗く見通しの悪い場所が多く、被害にあわないか心配」などの意見もみられます。子どもや妊産婦、親子連れが安心して外出したり、社会参加できるように、歩道や交通安全施設、公共施設における子育て支援スペースの確保、親子で利用しやすい公共施設の整備など、子どもと子育てにやさしいまちづくりを進めていくことが重要となっています。

【基本方針】

まちづくり計画に基づき、子どもと子育て家庭が快適に暮らせるように、バリアフリー化等も含め、生活環境の向上を図るための整備を促進します。

【施策、事業の取組み方向】

施策・事業	概要・課題等	今後の取組み	担当課
まちづくり 計画	機能的な都市活動の推進、良好な市街地環境の形成のため、都市計画を設定している。 住民の憩いの場の確保のため公園を整備。平成 21 年度1か所を追加指定。 都市公園は6か所、児童公園等は 129 か所の他さんぶの森公園等の大きな公園3か所を設置し維持管理に努めている。また、県立都市公園が 1 か所設置されている。	●市で設置している公園の維持・管理を継続して行うとともに、利用を促進する。 ●地区の小規模な公園等については、地元自治会等と公園の管理協定の締結を進め、協働での管理を推進する。	都市整備課 子育て支援課 スポーツ振興課 さんぶの森公園 管理事務所
歩道の整備	歩道整備は児童生徒の交通安全につながることから優先的にフラット化を図っている。地区からの要望等に対応し、現場確認をして補修・整備に努めている。	●幹線道路、通学路を重点に歩道の段差等を解消し、バリアフリー化の整備を効率的、効果的に進めていく。	土木課
防犯灯の整備	山武市安心で安全なまちづくり推進条例に基づき夜間における生活安全の確保を図るため防犯等の設置に努めている。	●住民等からの要望をふまえ、防犯灯を計画的に設置する。	市民課
交通安全施設の整備	交通安全看板、ガードレール、カーブミラー等については各地区及び学校からの要望により市で設置。 信号機・交通規制については、市から警察署を經由し公安委員会へ要望を行っている。	●重要性・緊急性を考慮しながら、市道の改良、歩道整備を促進する。	市民課 土木課

(2) 住宅の確保

【現状と課題】

住まいは日常生活の基盤となる場所であり、若い世代の定住を図る上でも良質な住宅の確保は重要な課題です。子どもや子育て家庭に安全で住みやすい、良質の住居空間が提供できるように、公営住宅の管理・整備や子育て世帯の優先入居を検討するなど、公営住宅の総合的な対策を検討していく必要があります。

【基本方針】

子育て家庭の住宅の確保について、公営住宅の利用等をふまえ、公営住宅の維持・管理に取り組めます。

【施策、事業の取り組み方向】

施策・事業	概要・課題等	今後の取り組み	担当課
公営住宅の管理	市営住宅 157 戸の内、133 戸が昭和 55 年以前に建設された住宅で、建物の老朽化が進んでいる。対症的修繕の実施となっている。入居者の多くが福祉施策の対象となっているとともに高齢世帯、一人暮らし高齢者世帯が増えている。	●事業運営管理と施設維持管理が効率的に機能し合う体制の確保をめざす。	都市整備課
公営住宅入居手続き	公営住宅法に基づき、住宅に困窮する定額所得者へ低廉な家賃で賃貸しているが、多くの住宅が昭和 40 年代に建設された狭小住宅のため高齢者の一人暮らし世帯の入居希望者が多い。	●各住宅団地の利用目的に合った在り方について検討する。	都市整備課
公営住宅等整備	市営住宅ストック総合活用計画が未策定のため、現在の住宅を対症的な維持をしている。	●市営住宅の状況や今後の役割などについて検討し、建替え、改善及び維持保全などの適正な整備手法の選択等、長期的な計画に基づく整備に努める。	都市整備課

5. 子どもの安全の確保

(1) 交通安全活動の推進

【現状と課題】

本市では、季節ごとの交通安全運動期間中に、交通安全協会の協力により交通安全啓発キャンペーンや主要交差点において街頭監視と交通安全指導を実施しています。

また、小学校では警察と交通安全協会の協力により年1回交通安全教室を開催しています。

さらに、山武警察署管内市町で構成する幼児交通安全指導協議会（ベコちゃんクラブ）は、幼児交通安全指導員2人体制で年間を通じ幼稚園・保育所の子どもたちの成長にあわせた交通安全教室を実施しています。

【基本方針】

関係機関と地域の協力を得ながら、交通安全についてのマナーの啓発と交通安全活動を推進します。

【施策、事業の取組み方向】

施策・事業	概要・課題等	今後の取組み	担当課
交通安全活動	交通安全協会による街頭監視。 各季の交通安全運動時において、交通安全の啓発広報を実施。	●継続して活動を支援する。	子育て支援 市民課
交通安全教育	交通安全協会及び山武警察署の指導により交通安全教室を実施。 幼稚園・保育所では、幼児交通安全指導員による交通安全教育を実施。	●交通安全について、幼稚園・保育所、学校での交通安全教室などにより啓発を図る。 ●交通ルールやマナーについての啓発を図る。	市民課

(2) 地域安全活動の推進

【現状と課題】

子どもが被害にあう犯罪が全国的に多発していますが、本市では、防犯協会や防犯パトロール隊による青色回転灯搭載車を使用した防犯パトロールを実施しています。また、幼稚園、保育所、学校では、不審者侵入による事故対策のため、緊急対応マニュアルを作成し、全職員による対応を進めるとともに、避難訓練等の実施により安全な避難誘導等の対応を図っています。また、市では不審者情報等を迅速に提供するため、さんむ防犯メールの配信をはじめています。

地域においては、通学時の安全を確保するため、近隣家庭や店舗などを「子ども 110 番の家」に設置し、協力を依頼しています。また、学校支援ボランティアに見守り活動を依頼したり、警備会社に委託し通学路の巡回警備をしています。アンケート調査では、良くなったと思う取組みとして、地域の人達の子育て支援・見守り活動を回答している小学生保護者もみられ、地域の協力を得ながらさらに推進してことが重要です。

青少年の健全育成活動としては、青少年育成市民会議の会員による毎月 1 回の夜間パトロールが行われています。

【基本方針】

地域で子どもを守り、子どもが安全に育ち、子育て家庭が安心して暮らせるように、地域と連携して地域を守る、子どもを守る活動を推進します。

【施策、事業の取組み方向】

施策・事業	概要・課題等	今後の取組み	担当課
登下校時の安全活動	子ども見守り隊をはじめとする地域ボランティアやPTAによる登下校指導、通学路の巡回等の実施。広報無線による住民への小学生下校時の見守り協力依頼、防犯指導員による下校指導及び巡回パトロールの実施。	●子ども見守り隊等の地域の協力による子どもを見守る活動が各地区で活発になるよう支援する。	学校教育課
防犯対策	防犯協会や防犯パトロール隊が定期的に青色回転灯搭載車で市内をパトロールしている。県、市、防犯協会指導員による、防犯キャンペーンや防災無線・広報紙による啓発活動。 通学や帰宅時間帯の PTA によるパトロール活動の実施。 「子ども 110 番の家」の設置。「うごくこども 110 番」を市内タクシー会社等に依頼している。 市青少年育成市民会議員による夜間パトロールの実施。	●各種団体等の協力を得て、防犯活動、青少年健全育成活動を推進する。 ●子ども 110 番の家、うごくこども 110 番の周知を図る。	市民課 学校教育課 生涯学習課
不審者情報の提供	さんむ防犯メールを配信している。	●子どもたちを犯罪から守るため、登録いただいた携帯電話やパソコンのアドレスに防犯情報をメール配信する。	市民課
有害環境対策	青少年の健全育成・非行防止を図るため、有害となる図書等を青少年の目に触れないようにする等の対策を推進する。	●継続して関係機関に協力依頼するとともに、連携を図る。	生涯学習課
PTA、学校、保育所等の安全活動	学校安全マニュアルに基づいて毎月 1 回の安全点検と、防犯上の問題等の確認。 PTA による通学路のパトロール活動の実施。 門扉の施錠、来園者の対応、保育室への防犯ベルの設置等。	●学校安全マニュアルの点検と連絡体制の拡充を図る。	学校教育課 子育て支援課

6. 仕事と家庭生活等の調和の推進

(1) 育児休業制度等の普及

【現状と課題】

平成 7 年に育児休業制度は全ての事業所に導入が義務付けられましたが、現状の育児休業制度の取得状況は低く、男性はなかなか取得実績がない状況です。仕事と子育ての両立を図るためにも育児休業制度の定着に取り組む必要があり、事業所への意識啓発や制度取得の妨げとなる要因の解消に向けて、支援していくことが求められています。アンケート調査では、就学前児童の保護者で、出産前後に仕事をやめた人が 44%みられ、そのうち保育サービス等や就労環境が整っていたら仕事を続けたかったという人も 40%程度みられます。また、育児休業制度を母親が利用した割合は、継続して働いていた人の 62%で、父親の利用は数人となっています。

このようなことから、事業所に対して家庭生活に配慮した多様な雇用形態や処遇、弾力的な労働時間制の導入、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の解消等を図るように、広報・啓発活動を推進していくことも必要です。

【基本方針】

出産休暇、育児休業、配偶者の出産時の休暇制度、子どもの看護のための休業制度などについて、事業所等への周知を図ります。

【施策、事業の取り組み方向】

施策・事業	概要・課題等	今後の取り組み	担当課
育児休業制度等の啓発	パンフレット等で周知をしている。	●各種休業制度に関する情報提供等の方法を検討し、周知を図る。	企画政策課

(2) 男女共同参画社会の推進

【現状と課題】

「山武市男女共同参画計画」に基づき、すべての人の男女平等意識の向上に努め、男女がともに暮らしやすいまちづくりを創造するための取組みを推進しています。

家庭は、家族一人ひとりの精神的な安定と、日々の活力を再生する場となっています。こうした重要な役割を担っている家庭ですが、家庭内の家事や育児、介護の多くを女性が担っているなど、男女共同参画からは遠い状況にあります。また、地域における活動においても、性別役割分担による不平等な慣習や慣行が残っています。

市では、家事や育児、介護を正當に評価し、家族一人ひとりが積極的に関わるという家庭・地域づくりの支援や家事や育児、介護を担いながら働くことのできる社会にしていくため、就業条件の向上を促していくとともに、男女がともに働き続けられる就労環境づくりを促進しています。

【基本方針】

子育て家庭が協力して子育て・教育・家庭生活に取り組む、仕事と生活の両立が図られるように、男女共同参画についての啓発、ワーク・ライフ・バランスについての啓発に努めます。

【施策、事業の取組み方向】

施策・事業	概要・課題等	今後の取組み	担当課
男女共同参画 社会の推進	職員研修会、住民対象の講演会を開催し、男女共同参画意識の向上に努めている。 男女共同参画の意識・関心等が低いいため、意識のかん養が課題。	●他団体との共催や職員研修への講師紹介等、限られた予算の中で有効的な啓発に努める。	企画政策課

7. 支援が必要な親子への対応

(1) 児童虐待防止対策の推進

【現状と課題】

近年の児童虐待の増加は、ストレスにあふれた社会にあって核家族化、地域社会の連帯の希薄化などによる家族機能の低下が要因の一つと考えられています。児童虐待は児童の心身の成長や人格の形成に大きな影響を与えるとともに、被虐待（経験）者が親になった時、子に虐待をしてしまうという世代間連鎖もあるといわれています。児童虐待防止対策としては、山武市要保護児童対策地域協議会を設置しており、地域住民や民生委員児童委員、保育所、学校等からの情報収集を行うほか、それぞれの機関の連絡調整を行っており、様々な問題を抱えている家庭に対して、家庭児童相談員・保健師等が相談に応じ、継続観察を行い虐待防止に努めています。そして、ケース検討や連絡・調整が必要な場合は、随時支援会議を開催するとともに、定期的に連携を図っています。

一方、幼稚園や保育所では、身体測定や日常の保育・教育のなかで様子を把握するとともに、子どもたちの健やかな発育を図るため保護者へのお知らせを通して、叱り方、ほめ方、しつけ方等生活指導について啓発し、理解を深めています。そして、虐待の危険があるケースについては、家庭児童相談員、保健師等に連絡をしています。相互に連携しあった総合的な対応・支援の体制づくりが重要となっています。

子育て中の保護者がゆとりを持って安心して子育てができる環境づくりを推進するとともに、児童虐待の早期発見、援助、通報など適切な対応につなげられる、きめ細やかなネットワークの活用が必要です。

〔虐待と考える行為をしたこと〕

	就学前児童	小学生
何度かある	23.0%	23.1%
一度だけある	5.6%	4.6%
な い	69.4%	68.6%

(平成 20 年度 アンケート調査)

【基本方針】

児童への虐待的行為を未然に予防するとともに、虐待の危険があるケースに迅速かつ適切に対応できるように、健診の場面や保育所、幼稚園、こども園、学校での見守り、地域での見守り体制の拡充を図るとともに、市としての支援体制の整備に努めます。

【施策、事業の取組み方向】

施策・事業	概要・課題等	今後の取組み	担当課
児童虐待防止 対策	山武市要保護児童対策地域協議会の窓口を子育て支援課に設置している。家庭児童相談員等が個別の相談等に対応している。 虐待に対する各機関の認識度の格差が大きく、共通認識を深める必要がある。 親への教育の専門機関やスタッフの不足、スーパーバイザー(専門的助言者)の不在。	●子育ての不安や孤立化、地域のつながりの希薄化、精神疾患の親の増加など、支援が必要な親子、家庭を支援するため、要保護児童対策地域協議会を中心にした連携体制を拡充するとともに、関係機関との連携を一層強化し育児支援を行う。	子育て支援課
乳幼児健診、 育児相談等での見守り・ 対応	乳幼児健診等の際、虐待予防の早期発見のためスタッフにより観察を強化している。 母子保健事業において、育児不安、孤立家族への支援を行い、発生予防に努めている。	●健診スタッフ全員でのカンファレンスで各場面での母子の様子を情報交換し、疑いのある場合はフォローし、家庭児童相談員室につなげる。	子育て支援課 健康支援課

(2) ひとり親家庭等の自立支援

【現状と課題】

ひとり親家庭は年々増加傾向がみられ、保育サービスをはじめとする子育て支援は、ひとり親家庭にとって重要となっています。市では、保健福祉・教育関係各窓口で、母子自立支援員等相談員によるひとり親家庭の子育て相談に応じるほか、ひとり親家庭の福祉向上を目的として、ひとり親家庭の父母等及びその児童に対し、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の一部について助成金を支給しています。その他父母の離婚などによって父と生計を同じくしていない、18歳未満の児童が育成されている家庭の生活の安定と自立の促進をめざし、児童扶養手当の支給等を行っています。

また、民生委員児童委員によるひとり親家庭に対する対応や相談等については、周囲に配慮の上、電話等で対応しています。今後もサービスの周知、広報を一層進め、住民のニーズに合わせた事業の検討を進めます。

【基本方針】

ひとり親世帯は増加傾向であり、相談活動とともに、自立に向けての支援策を推進します。

【施策、事業の取組み方向】

施策・事業	概要・課題等	今後の取組み	担当課
ひとり親家庭等の自立支援	保健福祉・教育関係各窓口において、ひとり親家庭等の子育て相談に対応。 ひとり親家庭等医療費等の助成（県補助事業）。 児童扶養手当（国事業）の支給。 民生委員児童委員が地域での相談に応じている。	●母子自立支援員による相談活動を継続して推進する。 ●児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成事業の適切な利用を促進する。 ●就業相談、職業訓練などについて周知を図る。 ●民生委員児童委員等が受けた地域からの相談等に対し、適切な対応に努める。	子育て支援課 健康支援課 社会福祉課 学校教育課

(3) 障がいのある子どもの自立支援

【現状と課題】

市では、乳幼児健康診査により障がいの早期発見・援助に努めており、継続して支援が必要な子ども、家庭へは、家庭訪問、育児相談、発達相談、ことばの相談事業で支援しており、必要により発達支援施設の通所による集団・個別指導につなげています。継続して支援が必要なケースは増加傾向がみられ、専門性が求められるケースも増えています。

また、障がいのある子どもの保育については、保育所及び放課後児童クラブの利用希望が増えており、障がいのある子どもの受け入れ体制の確保を図るとともに、放課後児童クラブについては指導員の確保などが課題となっています。平成19年度から特別支援教育が導入され、障がいのある子どもの育ちを支援することを基本に、それぞれにあった個別計画をつくり、支援員の配置等教育環境の充実を図っています。

平成18年度に施行された障害者自立支援法に基づいて、児童デイサービスなどの障害福祉サービスや地域生活支援事業である日中一時支援事業などの提供体制をとっていますが、山武市障害者計画・障害福祉計画に基づき利用を推進していく必要があります。

【基本方針】

障がいや発育の遅れ、発達障がいなどのある子どもの育ち、自立を支援するため、母子保健事業の推進、保育体制と教育環境の充実などを含め、それぞれの子どもにあった特別支援の推進、必要なサービスの利用促進に取り組めます。

【施策、事業の取組み方向】

施策・事業	概要・課題等	今後の取組み	担当課
障がいのある 子どもの訓練 事業・障害福 祉サービスの 利用促進	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを実施している。山武市成東簡易マザーズホームでは幼児支援(児童デイサービス)を実施しており、療育活動を実施している。 母子保健事業で、発達支援の教室等を開催し、療育と相談の場となっている。言語聴覚士、心理発達治療士が不足しており、相談回数を増やすことが難しい。また、親の理解を深めていくことも重要な課題である。	●継続して、集団療育(カンガルーひろば)にマザーズの保育士が参加することにより、マザーズ通所がスムーズにつながるよう親とのコミュニケーションをとり、理解を深めながら取組む。 ●障害者自立支援法に基づく、短期入所サービス、日中一時支援サービス、移動支援サービス、児童デイサービス等の利用を促進する。今後も、広報活動や関係課、関係機関との連携の下、障がい児へのサービス提供を促進する。	子育て支援課 健康支援課 社会福祉課
障がいのある 子どもの保育 の推進	保育所等での受け入れは、集団生活の可能な児童について職員の配置等により対応できるようになっている。放課後児童クラブの利用についても指導員の確保と対応力の向上が必要である。	●保育所等や放課後児童クラブへの障がいのある子どもの受け入れについて、受け入れ体制を確保し、適切な対応に努める。	子育て支援課
特別支援教育 の推進	就学指導委員会を開催。特別支援学級の設置と、介助員の配置を行っている。	●障がいのある子どものそれぞれの状況を把握し、その人にあった個別計画を作成し、支援できるように福祉・保健・教育の分野、関係機関との連携を図る。 ●介助員の配置により、学校での生活を支援する。	学校教育課

關係資料

山武市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

平成 20 年 4 月 1 日

告示第 31 号

(設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条に規定する次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「行動計画」という。）について審議するため、山武市次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 行動計画の措置の実施に関すること。

(組織)

第 3 条 地域協議会は、委員 20 人以内ををもって組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) PTA 連絡協議会を代表する者
- (2) 小中学校教頭会を代表する者
- (3) 青少年相談員連絡協議会を代表する者
- (4) 区長会連合会を代表する者
- (5) 民生委員児童委員協議会を代表する者
- (6) 社会福祉協議会を代表する者
- (7) 社会教育委員を代表する者
- (8) 教育委員を代表する者
- (9) 子ども会育成連絡協議会を代表する者
- (10) 青少年育成市民会議を代表する者
- (11) 幼稚園を代表する者
- (12) 保育所を代表する者
- (11) 子育て支援関係機関を代表する者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員の補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、その意見をきくことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部子育て支援課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

山武市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

NO	所 属	氏 名	備 考
1	PTA連絡協議会代表	門谷 要	新 : 鳴浜小
2	小中学校教頭会代表	高柳 義明	新 : 南郷小
3	青少年相談員連絡協議会代表	今関 小枝子	任期
4	区長会連合会代表	鈴木 康太郎	新
⑤	民生委員児童委員協議会代表	伊藤 嘉一	任期
⑥	山武市社会福祉協議会代表	鈴木 孝雄	任期
7	社会教育委員代表	今関 小枝子	新(兼)
8	教育委員会代表	高橋 尚子	任期
9	子ども会育成連絡協議会代表	酒井 朝美	平成22年2月～
10	青少年育成市民会議代表	小山 和典	
11	山武市立幼稚園代表	上野 明代	任期
12	山武市立保育所代表	今井 洋子	任期
13	山武市保健福祉部子育て支援課長	石橋 敬一郎	

※ ◎会長 ○副会長

任期: 平成20年4月1日～平成22年3月31日

新: 平成21年4月1日～平成22年3月31日
(前任者の残任期間)

特例: 平成22年2月1日～平成22年3月31日

策定経過

平成 20 年 12 月 11 日	第 1 回 地域協議会
平成 20 年 12 月末～平成 21 年1月	アンケート調査の実施
平成 21 年8月	見込み量の検討
平成 21 年 10 月	関係施策の点検
平成 21 年 11 月 20 日	第 2 回 地域協議会
平成 22 年2月 12 日	第 3 回 地域協議会
平成 22 年2月 17 日～3月 16 日	パブリックコメントの実施
平成 22 年3月 24 日	第 4 回 地域協議会

山武市次世代育成支援対策地域行動計画 後期計画（平成 22 年度～26 年度）

発 行 日：平成 22 年 3 月

編集・発行：山武市 保健福祉部 子育て支援課

〒289-1523

山武市松尾町五反田 3012

TEL 0479-80-8366
